# その他

# M その他

本機を廃棄するときのお願い	····· M-2
電池のリサイクルについて	·····M-2
リサイクル協力店について	·····M-2
電池を取り出す前に	·····M-2
内蔵電池の取り外しかた	M-3
表示できる施設	M-5
ルート案内時の注意点	M-7
現在地(自車)マークの表示誤差について	M-8
出発地・経由地・目的地の設定について…	M-10
経由地、目的地の設定の注意点	·····M-10
経由地を使って上手にルートを作る	·····M-11
故障かな?と思ったら	M-12
こんなメッセージが出たときは	···· M-22
地図ソフトについて	···· M-28
市街地図(詳5 m/詳12 m/詳25 m	
スケール)の収録エリア	M-32
別売品のご案内	M-36

初期設定一覧 ····································	· M-38
ナビゲーション	···M-38
システム設定	M-39
音量調整	···M-39
画面の明るさ	···M-39
テレビ(ワンセグ)/録画再生	···M-39
画像再生	···M-39
保証とアフターサービス	· M-40
仕様	· M-42
商標について	· M-43
MPLライセンスについて ·······	· M-44
GNU LGPLライセンスについて	· M-50
カメリアライセンスについて	· M-56

### 本機を廃棄するときのお願い

本機は内蔵電池を装着しております。

本機を廃棄する場合は内蔵電池を取り外してリサイクル協力店へお持ちください。

環境保護と資源の有効活用をはかるため、電池の回収にご協力ください。

#### お願い

- ●内蔵電池を外した状態で製品を使用しないでください。データが破壊され起動しなくなるおそれがあります。
- 廃棄時以外は本機裏面のパネルを開かないでください。
   内蔵電池を交換する場合は、各地域の修理ご相談窓口で有償による交換となります。分解せずにお近くの各地域の修理ご相談窓口(「┏)M-41)までお持ちください。

### 電池のリサイクルについて



本機に内蔵している内蔵電池は、リサイクル可能な貴重な資源です。

Li-ion 00

本機を廃棄する際は、内蔵電池を取り出し、リサイクル協力店へお持ちください。

### リサイクル協力店について

充電式電池の回収・リサイクルおよびリサイクル協力店については、一般社団法人JBRCのホームページをご参照ください。

http://www.jbrc.net/hp/

#### 電池を取り出す前に

- SDメモリーカードを本機から取り出してください。
- 付属のシガーライターコード(12 V車対応)、別売のACアダプターなどを取り外してください。
- 電池が完全に消耗したことと、本機の電源が切れていることを確認してください。
- ドライバー⊕、⊝を用意してください。

# 

### 本機に内蔵している電池は本機専用です

- ●他の機器に使用しない
- ●火の中へ投入、加熱をしない
- ●クギで刺したり、衝撃を与えたり、分解・改造をしない
- ●⊕と⊝を金属などで接触させない
- ●ネックレス、ヘアピンなどと一緒に持ち運んだり保管しない
- ●火のそばや炎天下など高温の場所で放置をしない

発熱・発火・破裂の原因になります。

取り出した電池は、必ずコネクターの金属端子部をテープなどで絶縁して、リサイクル協力店へお持ちください。

電池以外の部分については、各自治体の指示(地域の条例)に従って廃棄してください。

### 内蔵電池の取り外しかた

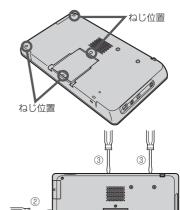
※本機を分解する前は、必ず本機の電源を切ってください。

本機の電源を入れても動作しないかなど、 内蔵電池が完全に消耗したことを確認し、電源を切る。

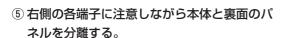
■ 「電源について」A-15

※内蔵電池の容量が残っている場合は、電源が切れるまで内蔵電池で動作させてください。

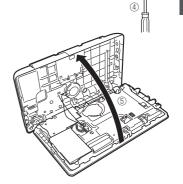
- 2 裏面のパネルを本体から外す。
  - ドライバー⊕で、裏面のねじ(4カ所)を 取り外す。



- ② ドライバー⊖で、左側のツメ(1カ所)を外す。
- ③ ドライバー⊖で、上側のツメ(2カ所)を外す。
- ④ ドライバー⊝で、下側のツメ(1カ所)を外す。



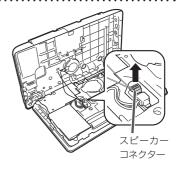
: 裏面のパネルが本体から外れます。



お 願 い 本体と裏面のパネルは非常に固くかみ合っていますので、外すときは十分に注意しながら作業を行ってください。

ドライバーなどの工具類を使用される場合は、誤って先端が滑ったりしてけがをしないよう十分にご注意ください。分解が困難な場合は、お近くの各地域の修理ご相談窓口([gr M-41) までお持ちください。

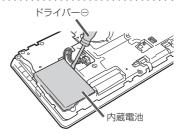
- 3 裏面のパネルを開いた状態で、スピーカー コネクターを上方向(図の矢印方向)へ外す。
  - ※コネクターの取り外しに金属製のピンセットを使用しないでください。



- 4 内蔵電池のコネクターを図の矢印方向へ外す。
  - ※コネクターの取り外しに金属製のピンセットを使用しないでください。
  - お願い 配線は切らずにコネクターから外してください。 配線をショートさせないようにしてください。 作業が困難な場合は、お近くの各地域の修理ご 相談窓口([译] M-41)までお持ちください。



- 5 図の位置にドライバー⊖などの工具を差し込み、 内蔵電池を本機から外す。
  - お願い 内蔵電池は、両面テープで貼り付けられています。力をかけすぎて、急に外れないように注意してください。



取り出した内蔵電池のコネクター部をテープなどで絶縁し、 内蔵電池本体に固定してポリ袋などに入れる。

# 表示できる施設

ジャンル	企業名・中分類	ジャンル	企業名・中分類	ジャンル	企業名・中分類
コンビニエ	コンビニエンスストア	観る(続き)	城·城跡	買う(続き)	
ンスストア	コンヒニエンハストケ		史跡		アウトドア用品店
ガソリン	ガソリンスタンド		名所·観光地等		CDレコード店
スタンド	737 32 77 21		イベント		中古CDレコード店
駐車場	駐車場		ビューポイント		レンタルビデオ・CD
交通機関	駅		住宅展示場		化粧品・装飾品・
	高速·都市高速·	泊まる	ホテル		民工芸品
	有料道路施設		ビジネスホテル		オーディオ・パソコン・
	道の駅		旅館		OA
	フェリーターミナル		ペンション		金物店·刃物店
	港		公共の宿		ガラス・陶磁器
	空港		ファッションホテル		その他小売店
\46 \\ \\	タクシー		カプセルホテル	食べる	ファミリーレストラン
遊ぶ	遊園地(テーマパーク)		家族旅行村		ファーストフード
	レジャー公園・牧場		国民休暇村		ラーメン
	その他レジャー施設		民宿		うどん・そば
	海洋·海浜公園		その他宿泊施設		日本料理
	サファリパーク	買う	カー用品		中華
	海水浴場		ホームセンター		イタリア料理
	川くだり		ディスカウント		寿司屋
	果物狩り		スーパー		回転すし
	遊覧船		デパート		フランス料理
	遊覧飛行機 リフト・ロープウェイ		複合大型商業施設		カレーハウス
	釣り		アウトレットモール		焼肉・ホルモン
	キャンプ場		家電		韓国料理
	公営ギャンブル		本		お好み焼き
	パチンコ		ファッション		とんかつ
	麻雀		衣服・呉服・小物		持ち帰り弁当   喫茶
	ゲームセンター		シューズ		酒場
	ビリヤード		バッグ・コート・毛皮		<sup>/ 1</sup>
	ボウリング場		その他繊維製品 スポーツ		おでん屋
	カラオケボックス		雑貨		海鮮料理店
	マンガ喫茶		  ドラッグストア		懐石料理
	インターネットカフェ		100円ショップ		割烹·料亭
	アニメ・ゲームグッズ		その他日用品・雑貨・		スパゲティ専門店
	プラネタリウム		文具		ステーキハウス
	クラブ・ライブハウス		チケット売買・		てんぷら料理店
	マリーナ		プレイガイド		鳥料理店
	待ち合わせ場所		携帯電話ショップ		ピザハウス
	趣味·娯楽·教養		リサイクルショップ		アイスクリーム
観る	動物園		おもちゃ屋		その他和風飲食店
	植物園		酒屋		その他洋風・
	水族館		食材		中華飲食店
	美術館		パン・お菓子	生活施設	郵便
	博物館		花屋		理容·美容
	資料館		園芸店		クリーニング
	文化施設		家具店		温泉
	ホール会館		インテリア用品店		銭湯
	劇場		メガネ・		サウナ・健康センター
	映画館		コンタクトレンズ		クアハウス・スパ

ジャンル	企業名・中分類
生活施設 (続き)	教養施設·福祉施設
(統立)	写真·写真館
	組合
	人材紹介·
	代行サービス
	録音スタジオ
	クレジット・質屋・
	買取
İ	宅配便·運輸
	リース・レンタル・
	修理
トイレ	トイレ
銀行	都市銀行
加入17	地方銀行
/\ <u></u>	その他銀行
公共施設	役所
	警察署·交番
	消防署
	図書館
	裁判所
	税務署
	年金事務所
	保健所
	法務局
	運転免許試験場
 学校·	
子校    教育施設	大学
教育肥設	高校
	中学校
	小学校
	短大
	高専
	中等教育学校
	幼稚園
	保育園
	特別支援学校
	自動車学校
	各種専門学校
	予備校
,=₽÷	その他学校・教育施設
病院	病院
冠婚葬祭	冠婚葬祭場
	結婚式場
	霊園・墓地
	造花·装飾·花環
スポーツ	ゴルフ
施設	スキー・スケート
	マリンスポーツ
	野球場
	競技場
	プール
	モータースポーツ
	自転車 テニスコート
1	I ナースコート
	体育館

ジャンル	企業名・中分類
スポーツ	武道館
	スポーツクラブ
0000 (100 C)	バッティングセンター
	公営スポーツ施設
	その他スポーツ施設
神社·仏閣·	神社
教会·巡礼	仏閣·寺
7XA	教会
	全国著名巡礼名所
<u>カー</u>	スズキ
ディーラー	スバル
, , ,	ダイハツ
	トヨタ
	日産
	日産部品
	Honda Cars店
	マツダ
	三菱
	<u>一</u> 変 レクサス
	アウディ
	アルファロメオ
	クライスラー
	シトロエン
	ジャガー GM
	GMDAT
	BMW
	フィアット
	フェラーリ
	フォルクスワーゲン
	フォード
	プジョー
	ベントレー
	ポルシェ
	ボルボ
	マセラティ
	MINI
	メルセデス・ベンツ
	ヤナセ
	ランドローバー
	ランボルギーニ
	ルノー
	ロータス
	ロールスロイス
	いすゞ
	日野
	三菱ふそう
	UDトラックス
	その他カーディーラー
自動車関連	自動車整備工場
	中古車販売
	レッカーサービス
	ロードサービス
	レンタカー

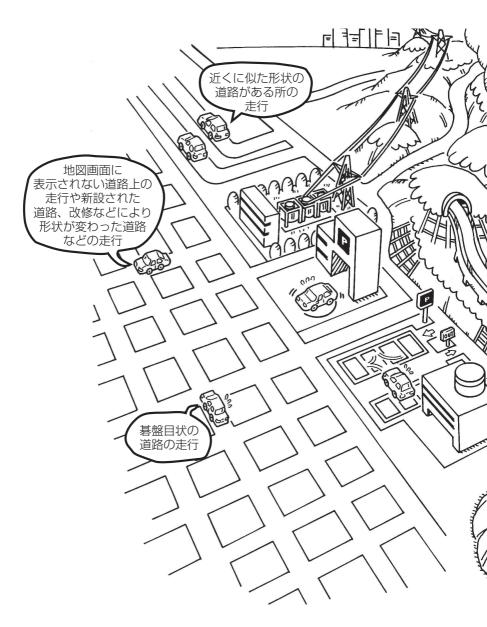
ジャンル	企業名・中分類
自動車関連	レンタルバイク
(続き)	その他自動車・
	オートバイ・自転車
エコステー ション	エコステーション
その他	大使館·領事館
ジャンル	マスメディア
	旅行·観光業
	ペット
	製造·卸売業
	農園·果樹園

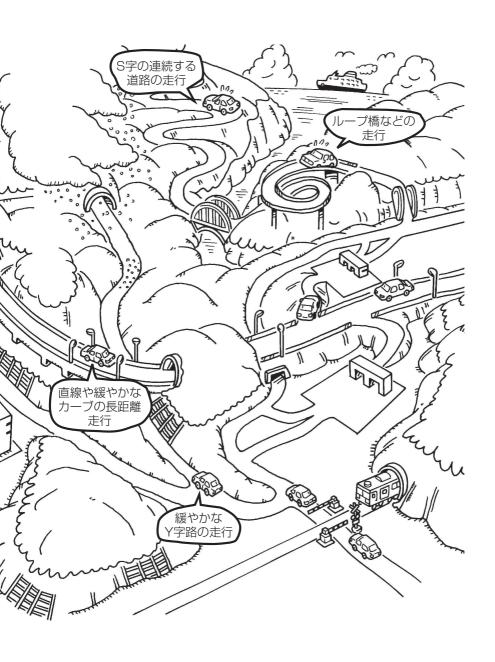
### ルート案内時の注意点

- ●表示されるルートは参考ルートです。最短ルートをとらない場合があります。
- ●道路は日々変化しており、地図ソフト作成時期の関係から、形状、交通規制などが実際と異なる場合があります。必ず実際の交通規制に従って走行してください。
- ●ルート探索中は、車両走行にともなう地図の移動が遅れることがあります。
- ●ルート探索終了後、探索されたルートが表示されるまでに時間がかかることがあります。
- ●目的地および経由地に到着してもルートが消えない場合があります。新しいルートを探索するか、 ルート削除をしたときにルートは消えます。
- ●再探索をしたとき、通過したと判断した経由地に戻るルートは探索しません。
- ●ルート表示時に地図を移動させると、ルートの再表示に時間がかかることがあります。
- ●距離優先でルート探索をした場合、細い道路の通過や有料道路の乗り降りを繰り返すことがあります。
- ●距離優先でルート探索をした場合でも、出発地、目的地の近くでは、安全のため通りやすい基本道路を優先するので、距離優先とならない場合があります。
- ●道路が近接している所では、正確に位置を設定してください。特に、上り、下りで道路が別々に表示されているような場所では、進行方向に注意して道路上に目的地や経由地を設定してください。
- ●別売のシガーライターコード (12 V / 24 V車対応)をご購入し、大型車で使用する場合、ナビゲーションが設定するルートが大型車に適した「道幅」や「高さ制限」を考慮しないため、実際にはそぐわない案内がされることがありますのでご注意ください。
- ●経由地が設定されている場合は、各経由地間のルートをそれぞれ別々に探索していますので、以下のようになることがあります。
  - どれか 1 カ所でもルートが探索できなかったときは、全ルートが表示されません。
  - 経由地付近でルートがつながらないことがあります。
  - ●経由地付近でUターンするルートが表示されることがあります。
  - 距離優先の探索でも、細街路(灰色の道路)は、安全上最短ルートとならない場合があります。
  - ●細街路(灰色の道路)から、それ以外の道路に出るルートおよび細街路に入るルートでは交通規制を考慮していないので、現地では十分確認のうえ、実際の交通規制に従って走行してください。
- ●以下のような場合、ルートが探索できないことがあります。
  - 現在地と目的地が遠すぎる場合。(目的地をもう少し近づけてから再度ルート探索してください。)
  - 交通規制で目的地や経由地まで到達できない、または極度に迂回したルートしかない場合。
  - ◆その他、条件によってはルート探索できない場合があります。
- ●以下のようなルートが表示されることがあります。
  - ●ルート探索しても、現在地(自車)マークの前または後からルートが表示されることがあります。
  - ●目的地を設定しても、目的地の前または後にルートが表示されることがあります。
  - ●ルート探索しても、他の道路からのルートを表示することがあります。 この場合は現在地(自車)マークが現在地とずれている可能性がありますので、現在地(自車)マークが正しい道路 上に戻ってから、再度ルート探索を行ってください。
  - ●登録地点、案内情報から呼び出した地点をそのまま目的地や経由地に設定すると、遠回りなルートを表示することがあります。修正する場合は、進行方向などに注意して設定してください。インターチェンジ(IC)やサービスエリア(SA)などのように上りと下りの道路が別々になっている場所では、特にご注意ください。
  - ■慢優先に設定をしてルート探索させても、有料道路を通るルートが設定される場合があります。 ルートを修正するときは、一般道路上に経由地を設定して再度ルート探索を行ってください。
  - 陸路のみで目的地に到着できるときや探索条件でフェリーを優先"する"に設定をしていなくても、フェリー航路でのルートが設定される場合があります。ルートを修正したいときは、陸路に経由地を設定して再度ルート探索を行ってください。
  - ●フェリー航路は、旅客のみ、二輪車のみの航路を除いた主なものがルート設定可能ですが、目安としてお考えいただき、実際の所要時間、運行状況などをご確認のうえ、利用してください。

### 現在地(自車)マークの表示誤差について

現在地(自車)マークの現在地や進行方向は、以下のような走行条件などによってずれることがあります。故障ではありませんので、しばらく走行を続けると正常な表示に戻ります。





### 出発地・経由地・目的地の設定について

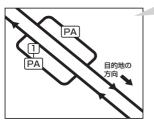
### 経由地、目的地の設定の注意点

経由地、目的地は必ず最詳細地図で設定してください。

最詳細地図で設定しなかった場合、次のように設定したい場所とはちがう位置に設定してしまう場合があります。

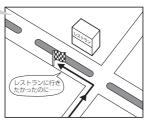
最詳細地図で 見てみると…

#### 例)高速道路のPAに経由地を 設定した場合



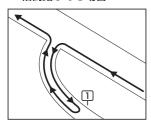
目的地方向と逆のPAに設定され、正しい ルートが作れないことがあります。

### 例)中央分離帯のある一般道路に 目的地を設定した場合



目的地と逆の車線に設定されたり、遠まわり ルートを設定することがあります。

#### 例)設定したい経由地付近に 細街路がある場合



立ち寄りたい地点とは別の道路上に設定され、 正しいルートが作れないことがあります。 経由地は最詳細地図で目的地方向上にあるPA、 車線側に設定してください。

目的地は最詳細地図で、車線などを確認して設定してください。

経由地/目的地は、交差点には設定しないでください。

### メニューの検索で施設の地図を探した場合

#### 例)「施設の名前から探す」で"○○水族館"の地図を表示し、 目的地を登録した場合



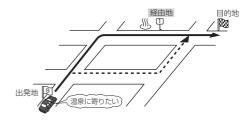
目的地マークに一番近い道路であるため、川向こうのこの 道路上の地点が、ルート探索の実際の目的地になります。 出発地/経由地/目的地のマークは施設上に登録されますが、ルート探索の実際の出発地/経由地/目的地は、登録した地点に一番近い探索データのある道路上の地点となります。このため、意図したルートとはちがうルートが設定される場合があります。

これをさけるには、最詳細地図で、探索データ のある道路のうち、お好きな道路上(目的地方 向の車線側)に登録してください。

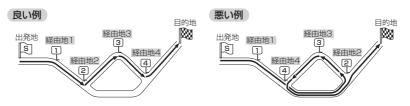
#### 経由地を使って上手にルートを作る

#### 例)ルートの途中に立ち寄りたい場所があるとき

経由地を設定しない場合、立ち寄りたい場所を通らないルート(----►)を作ることがあります。



例)経由地は出発地(現在地)から近い順に、1、2、3…と、設定してください。



#### 例)希望する高速道路インターから乗りたい(降りたい)場合

希望するICの入口(出口)に経由地を設定します。 経由地を設定しない場合は、希望しないインターを 選ぶことがあり、遠回りのルート(----▶)を選ぶ ことがあります。



# 故障かな?と思ったら

ちょっとした操作のミスや接続のミスで故障と間違えることがあります。

修理を依頼される前に、下記のようなチェックをしてください。それでもなお異常があるときは、使用を中止してお買い上げの販売店にご連絡ください。

### 基本的な操作関係

症  状	原 因	処 置	参考 ページ
電源が入らない。	シガーライターコード(12 V車対応) または別売のACアダプターの接続が 不完全。	接続を確認してください。	A-15
	車のシガーライターが汚れている。 または、さびている。(シガーライター コード(12 V車対応)使用の場合)	車のシガーライターの汚れ、さびを 取り除いてください。	_
	電源が入っていない。	(電源)を約2秒押して電源 を入れてください。	A-15
	本機の電源を切ってからすぐに (電源)を約2秒押した。	故障ではありません。少し待ってか ら電源を入れてください。	_
	<ul><li>• 内蔵電池の充電が少なくなっているか、完全に切れている。</li><li>● 充電時間が足りない。</li></ul>	内蔵電池を十分に充電してください。	A-16
	今までの累積使用時間などによって 内蔵電池が劣化している。	内蔵電池の交換が必要です。各地域 の修理ご相談窓口にご相談ください。	M-41
高温時に画面が暗くなる。	液晶(内部照明装置(バックライト)) の保護のため。	故障ではありません。本体の温度が 下がると元に戻ります。	_
映像が出ない。	明るさ調整が、一番暗い設定になっている。	明るさを調整してください。	L-2
	画面消しになっている。	(電源)を押して映像を表示してください。	L-3
本機に登録されていた情報(登録地点など)が消失している。	<ul><li>◆本機の使用をあやまった</li><li>◆ノイズの影響を受けた</li><li>◆修理を依頼した</li><li>などにより本機に保存した内容が消失する場合があります。</li></ul>	消失したデータについては補償でき ません。	_
本機が正しく動作し ない、または画面が 正しく表示されない。	_	リセットボタンを押してください。	B-2

# ナビゲーション

### 現在地(自車)マーク関係

症状	原 因	処 置	参考 ページ
現在地が正しく表示されない。	走行条件やGPS衛星の状態により、 表示誤差が生じた。	GPS衛星電波を受信してください。	A-14
	車内で使用中の電子機器(アマチュア無線、レーダー探知機、ドライブレコーダー、ETC、本機以外のナビゲーションシステムなど)による電波の妨害。	使用中の電子機器の電源を切る、 または <b>別売のGPSアンテナ(CA-PN2OD)</b> を車両に取り付けてのご 使用をおすすめします。	A-11、 M-36
	車に使用されている断熱ガラス、熱 遮断フィルムなどによりGPS衛星 からの電波がさえぎられている。	<b>別売のGPSアンテナ(CA-PN20D)</b> を車両に取り付けてのご使用をおすす めします。	M-36
自車を移動させても地 図がスクロールしない。	現在地表示になっていない。	現在地をタッチしてください。	B-3
現在地(自車)マークが表示されない。	現在地表示になっていない。	現在地をタッチしてください。	B-3
地図画面上のGPS受信表示がいつまでも 黒色のまま。	GPSアンテナ内蔵部の上に物が置いてあるため、GPS衛星からの電波が受信できない。	アンテナ内蔵部上には物を置いたり、ペンキを塗ったり、シールを貼ったり、ワンセグ用ロッドアンテナを近づけたりしないでください。	_
	GPS衛星の受信感度が悪い。	GPS衛星からの電波が安定するまでお待ちください。	_
		本機の取り付け場所によっては、GPSアンテナ内蔵部では、GPS衛星からの電波の受信が悪い場合があります。別売のGPSアンテナ(CA-PN20D)を車両に取り付けてのご使用をおすすめします。	M-36
	トンネルや屋内、高層ビル付近などGPS衛星からの電波を受信しにくい場所にいる。	電波が入りやすい、見晴らしのよい 場所へ移動してください。	_
現在地(自車)マークが 止まったままになる。	低速で走行している。	時速約10 km以上で走行してくだ さい。	

### 目的地/経由地/メニュー項目などが選択または設定できない

症状	原 因	処 置	参考 ページ
再探索時、経由地を 探索しない。	すでに経由地を通過した、または通 過したと判断した。	通過した経由地を再び経由したい場合 は、再度ルート設定を行ってください。	D-3
ルート情報が表示さ	ルート探索を行っていない。	目的地を設定し、ルート探索を行ってください。	D-2
れない。	"ルート案内" が停止になっている。	"ルート案内"を開始してください。	B-11、 D-7
ルート探索後、有料 道路出入口付近を 通っても、案内記号 が表示されない。	現在地(自車)マークが探索されたルートを走行していない。(案内記号は、探索されたルート内容に関係があるマークのみを表示)	探索されたルート上を走行してくだ さい。	-
自動再探索ができない。	自動再探索しない設定になってい る。	手動で再度探索をやりなおしてください。 ただし、このときは全ルート探索を行います。	D-6、 F-15
経由地が設定できない。	すでに経由地を5カ所設定している。	経由地は5カ所以上設定することはできません。数回に分けて探索を行ってください。	_

### 音声案内関係

症  状	原因	処 置	参考 ページ
音声案内しない。	探索されたルートを外れている。	探索されたルートに戻るか、再度 ルート探索を行ってください。	D-2、 D-6
	"ルート案内" が停止になっている。	"ルート案内"を開始してください。	B-11、 D-7
	<b>消音</b> をタッチして音声を出なくし ている。	<b>消音</b> をタッチして解除してください。	F-7
	ヘッドホン端子にVICSアンテナ ケーブル端子を接続している。	VICSアンテナ端子の位置を確認してください。	B-2
ヘッドホンから音が でない。	走行中にヘッドホンを使用してい る。	車を安全な場所に止め、パーキングブレーキをかけた状態でご使用ください。別売品に同梱されているパーキングブレーキ接続ケーブルを使用している場合は、パーキングブレーキ接続ケーブルが正しく接続されているか確認してください。	_
実際の道路と案内が 異なる。	音声案内の内容は右左折する方向、 他の道路との接続形態などにより異 なった内容になる場合があります。	実際の交通ルールに従って走行して ください。	_

### ルート探索関係

症  状	原因	処 置	参考ページ
探索されたルートが 表示されない。	目的地の近くに道路がない。	目的地を近くの道路まで位置修正してください。特に、上り下りで道路が別々に表示されているような場所では進行方向に注意の上、道路上に目的地や経由地を設定してください。	_
	出発地と目的地が近い。	距離を離してください。	_
探索されたルートが 途切れて表示される。	探索では、細街路*(灰色の道路)を使用しないエリアがあるため*、現在地または経由地が途中から表示されたり、または途切れたりすることがあります。	故障ではありません。	_
遠回りな自動ルート を探索する。	探索では、細街路*(灰色の道路)を使用しないエリアがあるため*、遠回りなルートになることがあります。	基本道路(灰色以外の道路)に近づけて設定してください。	_
	出発地、目的地付近の道路に規制がある(一方通行など)ときに遠回りのルートを出すことがあります。	出発地や目的地を少しずらして設定 してください。 または、通りたいルートに経由地を 設定してください。	_
	細街路*(灰色の道路)を探索に使用するエリアでは、現在地および目的地(経由地)付近では左折を優先しているため、遠回りになることがあります。	故障ではありません。	_
	車の方向(矢印の向き)が目的地方向と逆のときは進行方向にそってルートを作成するため、遠回りのルートを作成することがあります。	故障ではありません。	
ランドマークの表示 が実際と異なる。	地形データの不備や誤りにより起こ ることがあります。	地図ソフトが古い場合がありますので、お買い上げの販売店にご相談く ださい。	_
出発地、経由地、目 的地から離れたポイ ントに自動ルートが 引かれる。	地図上の出発地、経由地、目的地付 近に経路探索用のデータが入ってい ないため、ルート案内の開始、経由、 終了点が離れてしまう。	近くの道路上に目的地を設定してください。ただし、近くの道路が細街路*(灰色の道路)の場合、少し離れた一般道路から自動ルートが引かれる場合があります。	_

<sup>\*</sup>印…政令指定都市、および県庁所在地以外(地図ソフトの更新により変わることがあります。)

<sup>※</sup>印…細街路とは道幅5.5 m未満の道路のことをいいます。

### ルート探索関係

症	状	原 因	処 置	参考 ページ
意図したルー		目的地の近くに探索可能な道路がない。	目的地と逆の車線に設定されるなど、	
うルートが引	ມາເຈົ	目的地を建物の中心に設定している。	正しいルートが作れないことがありますので、目的地は最詳細地図で車線などを確認して設定してください。	B-7、 M-10
		中央分離帯のある道路の反対側に目 的地・経由地を設定している。	一方通行を考慮してルート探索する ので遠回りなルートを引く場合があ ります。最詳細地図で車線などを確 認して設定してください。	B-7、 M-10

### VICS関係

症  状	原 因	処 置	参考 ページ
VICS情報(レベル 1 /レベル2/レベル 3) が表示されない。	本機を家庭動作/電池動作で使用している。	VICS情報は、本機を車動作で使用 してください。	A-18 取付 [スタンド用]
	VICS情報を受信していない。	情報を受信していないときは、表示 できません。	_
		アンテナコードを接続してください。	取付 [VICS アンテナ用]
	交通番組が選択されていない。	交通情報番組(VICS)を受信します。を選択してください。	E-19
	表示中の縮尺が 1 km以上で表示されている。	表示中の縮尺を500 m以下にして ください。	B-7
一般情報が表示されない。	本機を家庭動作/電池動作で使用している。	一般情報は、本機を車動作で使用してください。	A-18 取付 [スタンド用]
	一般情報を受信していない。	情報を受信していないときは、表示 できません。	_
		アンテナコードを接続してください。	取付 [VICS アンテナ用]
	一般情報番組を受信します を選択していない。	一般情報番組を受信します を選択してください。	E-19
	車のパーキングブレーキをかけてい ない。	車を安全な場所に止め、パーキング ブレーキをかけた状態でご使用くだ さい。別売品に同梱されているパー キングブレーキ接続ケーブルを使用 している場合は、パーキングブレー キ接続ケーブルが正しく接続してい るか確認してください。	_

# 音楽再生/画像再生

症状	原因	処 置	参考 ページ
音楽再生/画像再生 画面を表示しない。	SDメモリーカード未挿入。	SDメモリーカードを挿入してください。	A-21
再生中に大きな雑音 が出たり、音が出な かったり、すぐ次の 曲に移ったりする。	ファイルの形式と拡張子があっていない。	MP3形式でないファイルに「.mp3」の拡張子、WMA形式でないファイルに「.wma」の拡張子、M3U形式でないファイルに「.m3u」の拡張子、WPL形式でないファイルに「.wpl」の拡張子を付けたファイルはSDメモリーカードに書き込まないでください。	G-2, G-4
SDメモリーカードの 再生が始まらない。	本機で再生できないSDメモリー カードを差し込んでいる。	再生可能なSDメモリーカードを差 し込んでください。	A-21
	結露している。	SDメモリーカードを取り出して電源を切った状態でしばらく放置してから使用してください。	_
リストに表示されない音楽データがある。	本機で再生できない音楽データはリストに表示されません。	MP3/WMA形式の音楽データをSDメモリーカードに入れてください。(ファイルの拡張子が "mp3" "wma"であっても実際はMP3/WMA形式でないこともあります。また、MP3/WMA形式のファイルであっても本機では非対応のものもありますので、リストに表示されない場合は音楽ファイルの形式/サンブリング周波数/ビットレートをご確認ください。)	G-2
ファイル再生が記録し た順と異なる。	MP3/WMAファイルの再生順序は、SDメモリーカードへ書き込む際(コピー時)、パソコンがフォルダ位置、ファイル位置を並び替える可能性があります。	SDメモリーカードへ書き込む際、パソコン上で期待する順番に並んでいるのを確認し、フォルダごとまとめて書き込む(コピーする)ことで並び順を正しく表示できる場合があります。	_
ジャケット写真が表 示できない。	MP3/WMAファイルにジャケット写真が登録されていない。	アプリケーションを使用して、パソ コンでジャケット写真を登録してく ださい。	_
		アプリケーションが自動で取得した ジャケット写真(アートワーク)は音 楽ファイルに自動で付加されない場 合があります。そのような場合は、 手動でジャケット写真を登録してく ださい。	_

### 音楽再生/画像再生

症  状	原 因	処 置	参考 ページ
ジャケット写真が表 示できない。	登録する画像が対応していないファ イル形式で記録されている。	対応しているファイル形式で記録されたJPEGファイルを使用してください。	G-3
	登録されているジャケット写真の画 像サイズが大きい。	MP3/WMAファイルに登録されているジャケット写真の画像サイズが大きいと表示できない場合があります。小さい画像サイズのジャケット写真を登録してください。	_
	1つの音楽ファイルに複数のジャ ケット写真が登録されている。	1つの音楽ファイルには、1つの画 像のみ登録してください。	_
プレイリストのリス トに表示されないプ レイリストファイル がある。	本機で対応していないプレイリスト ファイルをSDメモリーカードに入 れた。	M3U/WPL形式のプレイリストファイルをSDメモリーカードに入れてください。(M3U形式のプレイリストの拡張子は "m3u"、WPL形式のプレイリストの拡張子は "wpl"です。それ以外の拡張子をつけた場合は認識できません。)	G-4
	プレイリストファイル内に記述した 音楽データが全く認識できない。	音楽データの形式が正しいか、または プレイリストの記述位置に音楽デー タファイルがあることを確認してく ださい。音楽データが全く認識できな いプレイリストファイルは、プレイリ ストのリストに表示されません。	G-4
プレイリストに表示 されない音楽データ がある。	本機で再生できない音楽ファイルを プレイリストに記述している。	本機で再生できない音楽データは、 プレイリストに表示されない場合が あります。全曲再生またはフォルダ 再生モードで該当のファイルが認識 できているかをご確認ください。	G-4, H-4
	プレイリスト作成後に音楽ファイル を移動した。	プレイリストファイルには音楽再生ファイルの場所を記述しますので、音楽データファイルの移動などにより、プレイリスト内の一部の音楽再生ファイルが認識できなくなることがあります。そのような場合は、再度プレイリストファイルの作成/編集をしてみてください。	G-4

### 動画再生

症状	原 因	処 置	参考 ページ
動画ファイル(MP4) が再生できない。	対応していないファイル形式で記録 されている。	対応しているファイル形式で記録されたMP4ファイルにしてください。	G-5
動画ファイルを再生 中に映像が止まった り、モザイクがでた り、次のファイルに 移ったりする。	対応していないファイル形式で記録されている。	対応しているファイル形式で記録されたMP4ファイルにしてください。	G-5
動画ファイルがリストに表示されない。	拡張子が違っている。	拡張子をMP4にしてください。 ※拡張子は大文字でも小文字でもか まいません。	G-5
動画ファイル再生中 にしま状のノイズが 発生する。	元がインターレースの映像を使用し、動画ファイルを作成した場合、しま状のノイズ(コーミングノイズ)が発生することがあります。	動画ファイル作成時に、動画作成ソフトで、フィルタなど(デインターレース)をかけて、ノイズを除去してください。	_
		QVGA(320×240)以下のサイズ で作成することで、ノイズが抑えら れる場合があります。	_
動画ファイル再生中 に、音とび、コマ落 ちが発生する。	ビットレートが高すぎる。	動画ファイル作成時に、ビットレートを低く設定することで、音とびやコマ落ちを抑えられる場合があります。	G-5
	対応していないファイル形式の動画 ファイルを再生している。(対応し ていないファイルでも途中まで再生 する場合があります)	対応しているファイル形式で、動画 ファイルを作成してください。	G-5
動画ファイル再生中 にスキップする。	ビットレートが高すぎる。	動画ファイル作成時に、ビットレートを低く設定することで、スキップを抑えられる場合があります。	G-5
	対応していないファイル形式の動画 ファイルを再生している。(対応し ていないファイルでも途中まで再生 する場合があります)	対応しているファイル形式で、動画 ファイルを作成してください。	G-5

### テレビ(ワンセグ)(受信中/録画中/再生中)

症状	原因	処 置	参考 ページ
映像が出ない。	明るさ調整が、一番暗い設定になっている。	画面の明るさ調整をしてください。	L-2
内蔵スピーカーの	音量調整が最小になっている。	- / + で調整してください。	G-9
音声が出ない。 	<b>消音</b> をタッチして音声を出なくしている。	<ul><li>消音 をタッチして解除するか</li><li>一 / ➡ をタッチしてください。</li></ul>	G-9
	ヘッドホンを接続している。	ヘッドホンを外してください。	_
ヘッドホンから音が でない。	走行中にヘッドホンを使用してい る。	車を安全な場所に止め、パーキング ブレーキをかけた状態でご使用くだ さい。別売品に同梱されているパー キングブレーキ接続ケーブルを使用 している場合は、パーキングブレー キ接続ケーブルが正しく接続されて いるか確認してください。	-
音声は出るが、映像 が出ない。(停車中)	パーキングブレーキをかけていな い。	パーキングブレーキをかけてください。	_
映像のブロックノイ ズが出たり、音がと ぎれたり、静止画面、 黒画面となり音声が 出なくなる。	ネオンサイン、高圧線、アマチュア 無線、他の自動車などの影響。	妨害電波を受けない場所に移動して ください。	_
字幕が出ない。	字幕のある番組を選局していない。	字幕のある番組を選局してください。	I-6
	字幕表示の設定がされていない。	字幕を設定してください。	I-12
受信できない。	エリア変更をしていない。	エリア変更をしてください。	1-4
	ワンセグ用ロッドアンテナを伸ばし ていない。	ワンセグ用ロッドアンテナをまっす ぐ上に伸ばしてください。	I-3
番組表が表示される までに時間がかかる。	データ取得中のためです。	多少時間がかかることがあります。	_
SDメモリーカードの 初期化や録画ファイ ルの削除ができない。	誤消去防止スイッチを「LOCK」方向にしている。	SDメモリーカードに誤消去防止スイッチが付いている場合、「LOCK」にしていると初期化や削除ができません。「LOCK」を解除してください。	_
	SDメモリーカードが著作権保護の ための特別な機能(CPRM)に対応し ていない。	SD規格に準拠したSDメモリーカードをご使用ください。	A-21

### テレビ(ワンセグ)(受信中/録画中/再生中)

症 状	原 因	処 置	参考 ページ
録画ができない。	誤消去防止スイッチを「LOCK」方向にしている。	SDメモリーカードに誤消去防止スイッチが付いている場合、「LOCK」にしていると録画ができません。「LOCK」を解除してください。	_
	本機以外でのSDメモリーカードの 初期化をしている。	本機でSDメモリーカードの初期化 をしてください。	G-9
	録画できる残り時間が0である。	削除してもよい録画ファイルを削除 するか、新しいSDメモリーカード を差し込んでください。	J-3, J-4
	録画ファイルの数が99個に達して いる。	削除してもよい録画ファイルを削除 するか、新しいSDメモリーカード を差し込んでください。	J-3, J-4
	受信中の番組の録画が許可されていない。	本機ではそのような番組は録画でき ません。	_
録画再生リストが出 ない。	SDメモリーカードが差し込まれて いないか正しく差し込まれていな い。	SDメモリーカードを差し込むか、 入れなおしてください。	A-21
	本機で再生できないSDメモリー カードを差し込んでいる。	再生可能なSDメモリーカードを差し込んでください。	_
	何も記録されていない。	録画ファイルのあるSDメモリー カードを差し込んでください。	_
	SDメモリーカードのデータかカー ド本体が破損している。	SDメモリーカードの初期化を行うか、新しいカードを準備してください。	G-9
再生ができない。	録画時間が短すぎる。	最低5秒以上録画を行ってください。	_
	受信状態の悪い状況で録画を開始し終了した。	良好な受信状態での録画をしてください。	A-11, A-12, I-13
	録画中カードを抜いたり、電源を 切った。	録画中にカードを抜いたり、電源を 切らないでください。	_
	PC(パソコン)などで、別のSDメモリーカードにコピーした。	コピー元のSDメモリーカードを挿入してください。通常の番組では、コピー禁止措置がとられており、コピーしても再生ができません。	_

# こんなメッセージが出たときは

■下記のようなメッセージが表示された場合、原因と処置を参考にもう一度確認してください。

### ナビモード

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考 ページ
入力コードが正しく ありません。	入力したセキュリティコードが、設 定してあるセキュリティコードと違 うとき。	正しいセキュリティコードを入力しない限り、ナビゲーションの操作はできません。正しいセキュリティコードを入力してください。	F-17
受信局が変化しました。情報を受信中です。 (FM多重)	FM多重のVICS情報(レベル1/レベル2)表示中に受信周波数が変わり、その後、FM多重の情報を受信したが、表示可能な情報ではないとき。	表示可能な情報が受信できるまでは、"受信局が変化しました。情報を受信中です。"が表示されたままとなります。しばらく待っても表示が変わらない場合は、放送エリア外にある、または、エリア内にあるが電波状況が悪く、受信できない可能性があります。	
情報の受信中です。 (FM多重)	FM多重の表示しようとしている情報が受信できていないとき。(受信感度は良い)	受信できるまでしばらくお待ちくだ さい。	_
サーチ中は登録でき ません。 (FM多重)	放送局のサーチ中に、 未設定 を約 1.5秒以上タッチして登録しようと したとき。	サーチが完了して周波数が表示された後、左記の操作をしてください。 表示されている周波数が保存されます。	E-23
放送局は登録されて いません。 (FM多重)	放送局を1つもプリセットしていないときに、 <b>未設定</b> をタッチしたとき。	あらかじめ、放送局をプリセットし ておかないと、この機能は働きませ ん。	E-23
情報を受信していま	受信エリア外に居るとき。	受信エリア外では、受信できません。	_
せん。 (FM多重)	受信エリア内に居るが、電波状況が悪く、受信できないとき。	場所を移動してみてください。	_
	放送局のサーチ中に <b>文字情報</b> / <b>図形情報</b> をタッチしたとき。	サーチが完了して周波数が表示され た後、左記の操作をしてください。	_
	VICS放送局を受信しているが、一般情報を受信する設定になっているとき。	交通情報を受信する場合は、交通情報を受信する設定にし、VICS放送局を受信してください。また、一般情報を受信する場合は、一般情報を	E-19
	一般情報放送局を受信しているが、 交通情報を受信する設定になってい るとき。	受信する設定にし、一般情報放送局を受信してください。	
	VICS放送局でも、一般情報放送局でもない放送局(周波数)を受信しているとき。	全てのFM放送局が交通情報/一般 情報を放送しているわけではありません。交通情報/一般情報を放送し ている放送局を受信してください。	_

### ナビモード

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考ページ
VICS交通情報が表示されません。VICS 外部アンテナを接続 してください。 (FM多重)	付属のVICSアンテナを取り付けずに本機の電源を入れたとき。	VICSを受信するためには付属の VICSアンテナを取り付けてくださ い。	取付 [VICS アンテナ 用]
この情報は表示でき ません。 (FM多重)	走行中に文字情報または図形情報を 表示しようとしたとき。	車を安全な場所に止め、パーキング ブレーキをかけた状態でご使用くだ さい。別売品に同梱されているパー キングブレーキ接続ケーブルを使用 している場合は、パーキングブレー キ接続ケーブルが正しく接続されて いるか確認してください。	_
SDカードを読めませんでした。SDカードが挿入されているか確認してください。	SDメモリーカードが差し込まれて いないとき。	指定のWebサイトから地点/ルート探索したデータが書き込まれているSDメモリーカードを差し込んでください。	A-22、 A-23、 A-24
	SDメモリーカードは差し込まれて いるが、認識できていないとき。	電源を切り、SDメモリーカードを 一旦抜いてから再度確実に差し込 み、電源を入れてください。	A-21
地点情報ファイルを パソコンで『DRIVE』 フォルダに入れてくだ さい。	SDメモリーカード内に該当する データがないとき。	指定のWebサイトからデータを書 き込みしてください。	A-22、 A-23
ルート情報ファイルが SDカードの『DRIVE』 フォルダ内にありませ ん。	SDメモリーカード内に該当する データがないとき。	指定のWebサイトからデータを書き込みしてください。	A-22、 A-23
登録地点がありませ ん。	本機に地点を登録していないとき。	地点を登録してください。	B-13、 B-14
ファイルの読み込み に失敗しました。	SDメモリーカード内に該当する データがないとき。	本機に登録している地点をSDメモリーカードに全書き出し(バックアップ)/書き出し(エクスポート)してください。	E-6、 E-7
電池の残量がわずか です。充電してくだ さい。	電池残量が少なくなったとき。	内蔵電池を充電するか、シガーライターコード(12 V車対応)または別売のACアダプターを使用してください。	A-15、 A-16
この機能を利用する ためにはAVをオフ にしてください。	AVモードを使用しているとき。	AVモードを終了してください。	G-8

### 音楽再生

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考 ページ
再生可能な曲がありません。	SDメモリーカード内に本機で再生可能なMP3/WMA形式の音楽ファイルがないとき。	MP3/WMA形式の音楽データをSDメモリーカードに入れてください。 (ファイルの拡張子が"mp3""wma"であっても実際はMP3/WMA形式でないこともあります。またMP3/WMA形式の音楽データであっても本機では非対応のものもありますので、メッセージが表示される場合は音楽ファイルの形式/サンプリング周波数/ビットレートをご確認ください。)	G-2
リストがありません。	SDメモリーカード内にM3U/WPL 形式のプレイリストファイルがない とき。	M3U/WPL形式のプレイリストファイルをSDメモリーカードに入れてください。(M3U形式のプレイリストの拡張子は "m3u"、WPL形式のプレイリストの拡張子は "wpl" です。それ以外の拡張子をつけた場合は認識できません。)	G-4
	プレイリストファイルに記述された場所に音楽データがないとき。	プレイリストファイルには音楽再生ファイルの場所を記述しますので、音楽データやプレイリストファイルの移動などにより、プレイリストが認識できなくなることがあります。本機ではプレイリスト内に記述された場所にある音楽データが全く認識できない場合は、プレイリストファイルとして認識されません。そのような場合は、再度プレイリストファイルの作成/編集をしてみてください。	G-4
	プレイリストファイルのみをSDメ モリーカードに入れたとき。	プレイリストファイルは再生順序を 記述するファイル形式であり音楽 データではありません。プレイリス ト再生が機能するためにはプレイリ ストに記述された位置に音楽データ を置いてください。	G-4
SDカードが挿入され ていません。SDカー ドを挿入してくださ	SDメモリーカードが差し込まれて いないとき。	再生可能なMP3/WMAファイルが 入ったSDメモリーカードを差し込 んでください。	G-2
U1₀	SDメモリーカードは差し込まれて いるが認識できないとき。	電源を切り、SDメモリーカードを 一旦抜いてから再度確実に差し込 み、電源を入れてください。	A-21
SDカードを認識できません。SDカードを確認してください。	使用できないSDメモリーカードが 差し込まれているとき。	SD規格に準拠したSDメモリーカードを使用し、本機で初期化したSDメモリーカードを使用してください。	A-21、 G-9

### テレビ(ワンセグ)(受信中/録画中/再生中)

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考 ページ
受信できません。	放送エリア外にいるとき。	放送エリア外では受信できません。	_
	地形や周囲の構造物などの影響で受信状態が悪いとき。	受信障害がある環境では放送エリア 内でも受信できない場合がありま す。	I-10
	PC(パソコン)や携帯電話などを使用しているとき。	車内で使用している電子機器、無線 利用機器の使用を中止するか、本機 から離してご使用ください。 また、違法無線局などの影響を受け る場合があります。	A-11
	放送エリア内にいるが、受信できないとき。	社団法人デジタル放送推進協会 (Dpa)で公表されている放送エリアのめやすは固定受信機を想定しているため、車載機では放送エリア内でも受信できない場合があります。	A-12
SDカードが挿入され ていません。	SDメモリーカードが未挿入のとき。	SDメモリーカードを差し込んでく ださい。	A-21
	SDメモリカードが認識できないと き。	電源を切り、SDメモリーカードを 一旦抜いてから再度確実に差し込 み、電源を入れてください。	A-21
SDカードが書込み禁 止です。	SDメモリーカードが書込み禁止状態のとき。	書き込み可能なSDメモリーカード、もしくはSDメモリーカードの 「LOCK」を解除してください。	_
SDカードが容量不足 のため録画できませ ん。	録画ファイルなどでSDメモリーカードの残容量が少ないとき。	十分な空き容量のあるSDメモリー カードを差し込んでください。	
録画ファイル数が限 界のため録画できま せん。	SDメモリーカードにある録画ファイル数が規格上の上限数99に達しているとき。	録画ファイルを削除してください。	J-3, J-4
録画できない番組で す。	コピー不可番組を受信したとき。	有料放送やコピー不可番組など録画 できない番組は操作できません。	_
選局中のため録画で きません。	選局中のとき。	選局が完了してから操作をしてください。	_
電池残量が少ないた め操作できません。	「録画」開始時に、減電圧(電池残量表示が残り0)のとき。	十分な電池残量で操作してください。または、家庭用電源を使用して 操作してください。	A-16
休止中のため録画で きません。	番組が休止中のとき。	番組が再開してから操作してください。	_
このモードでは使用で きないカードフォー マットです。	使用できないSDメモリーカードが 差し込まれているとき。	SD規格に準拠したSDメモリーカードを使用し、本機で初期化したSDメモリーカードを使用してください。	A-21、 G-9

### テレビ(ワンセグ)(受信中/録画中/再生中)

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考 ページ
受信できないため録 画できません。	電波受信状態がよくないとき。	良好な受信状態で操作してください。	A-11, A-12, I-13
録画を停止しました。	減電圧(電池残量表示が残り0)のとき。	十分な電池残量で操作してください。	A-16
	タイマー録画終了したとき。	タイマー時間が到来したため録画を 終了しました。	I-14
SDカード読込み中で す。	SDメモリーカード差し込み直後、 もしくは差し込み直後に録画が開始 されたとき。	しばらくお待ちください。	_
SDカードにアクセス できませんでした。	SDメモリーカードのデータが正し く読み書きできなかったとき。	正常にアクセスできるSDメモリー カードに交換してください。	A-21
録画中は電源を切ったり、SDカードを抜かないでください。	●録画を押したとき。	録画中は電源を切ったり、SDメモリーカードを抜かないでください。	_

### 画像再生

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考 ページ
再生可能な画像があり ません。	SDメモリーカードに本機で表示可能なJPEGファイルがないとき。	拡張子がJPGであるJPEGファイルをSDメモリーカードに入れてください。	G-6
SDカードが挿入され ていません。SDカー	SDメモリーカードが差し込まれて いないとき。	JPEGファイルが入ったSDメモ リーカードを差し込んでください。	G-6
ドを挿入してください。	SDメモリーカードは差し込まれて いるが、認識できないとき。	電源を切り、SDメモリーカードを 一旦抜いてから再度確実に差し込 み、電源を入れてください。	A-21
SDカードを認識でき ません。SDカードを 確認してください。	使用できないSDメモリーカードが 差し込まれているとき。	SD規格に準拠したSDメモリーカードを使用し、本機で初期化したSDメモリーカードを使用してください。	A-21、 G-9

### 動画再生

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考 ページ
再生可能なファイルが ありません。	SDメモリーカードに本機で再生可能な動画ファイル(MP4)がないとき。	拡張子がMP4である動画ファイルをSDメモリーカードに入れてください。	G-5
SDカードが挿入され ていません。SDカー ドを挿入してくださ	SDメモリーカードが差し込まれて いないとき。	動画ファイル(MP4)が入ったSD メモリーカードを差し込んでくださ い。	A-21、 G-5
L\s	SDメモリーカードは差し込まれて いるが、認識できないとき。	電源を切り、SDメモリーカードを 一旦抜いてから再度確実に差し込 み、電源を入れてください。	A-21
SDカードを認識できません。SDカードを確認してください。	使用できないSDメモリーカードが 差し込まれているとき。	SD規格に準拠したSDメモリーカードを使用し、本機で初期化したSDメモリーカードを使用してください。	A-21, G-9

### 株式会社ゼンリンからお客様へのお願い

「本機」に格納されている地図データおよび検索情報等のデータの製作にあたって、毎年新しい情報を収集・調査していますが、膨大な情報の更新作業をおこなうため収録内容に誤りが発生する場合や情報の収集・調査時期によっては新しい情報の収録がなされていない場合など、収録内容が実際と異なる場合がありますので、ご了承ください。

### 重 要 !!

本使用規定(「本規定」)は、お客様と株式会社ゼンリン(「弊社」)間の「本機」(「機器」)に格納されている地図データおよび検索情報等のデータ(「本ソフト」)の使用許諾条件を定めたものです。本ソフトので使用前に、必ずお読みください。本ソフトを使用された場合は、本規定にご同意いただいたものとします。

### 使 用 規 定

- 1. 弊社は、お客様に対し、機器の取扱説明書(「取説」)の定めに従い、お客様が管理使用する機器 1台に限り本ソフトを使用する権利を許諾します。
- 2. 弊社は、本ソフトの媒体や取説にキズ・汚れまたは破損があったときは、お客様から本ソフト購入後90日以内にご通知いただいた場合に限り、弊社が定める時期、方法によりこれらがないものと交換するものとします。但し、本ソフトがメーカー等の第三者(「メーカー」)の製品・媒体に格納されている場合は、メーカーが別途定める保証条件によるものとします。
- 3. お客様は、本ソフトのご使用前には必ず取説を読み、その記載内容に従って使用するものとし、 特に以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 必ず安全な場所に車を停止させてから本ソフトを使用すること。
  - (2) 車の運転は必ず実際の道路状況や交通規制に注意し、かつそれらを優先しておこなうこと。
- 4. お客様は、以下の事項を承諾するものとします。
  - (1) 本ソフトの著作権は、弊社または弊社に著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属する こと。
  - (2) 本ソフトは、必ずしもお客様の使用目的または要求を満たすものではなく、また、本ソフトの内容・正確性について、弊社は何ら保証しないこと。従って、本ソフトを使用することで生じたお客様の直接または間接の損失および損害について、弊社は何ら保証しないこと。(本ソフトにおける情報の収録は、弊社の基準に準拠しております。また、道路等の現況は日々変化することから本ソフトの収録情報が実際と異なる場合があります。)但し、これを制限する別途法律の定めがある場合はこの限りではありません。
  - (3) 本規定に違反したことにより弊社に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- 5. お客様は、以下の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 本規定で明示的に許諾される場合を除き、本ソフトの全部または一部を複製、抽出、転記、 改変、送信すること。
  - (2) 第三者に対し、有償無償を問わず、また、譲渡・レンタル・リースその他方法の如何を問わず、 本ソフト(形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用 物を含む。)の全部または一部を使用させること。
  - (3) 本ソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること、その他のこれらに準ずる行為をすること。
  - (4) その他本ソフトについて、本規定で明示的に許諾された以外の使用または利用をすること。

# ♪ 警告



操作は、安全な場所に停止させてからおこなってください。

安全な場所以外では追突、衝突されるおそれがあります。

### 常に実際の道路状況や交通規制標識・標示などを優先して運転 してください。

本機に収録されている地図データ、交通規制データ、経路探索結果、 音声案内などが実際と異なる場合があり、交通規制に反する場合や、 通行できない経路を探索する可能性があるため、交通事故を招くお それがあります。

### 一方通行表示については、常に実際の交通規制標識・標示を 優先して運転してください。

一方通行表示はすべての一方通行道路について表示されているわけ ではありません。また、一方通行表示のある区間でも実際にはその 一部が両面通行の場合があります。



運転者は、走行中に操作をしないでください。

運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

### 運転中は、画面を注視しないでください。

運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

### 本機を救急施設などへの誘導用に使用しないでください。

本機にはすべての病院、消防署、警察署などの情報が含まれているわけ ではありません。また、情報が実際と異なる場合があります。そのため、 予定した時間内にこれらの施設に到着できない可能性があります。

### 運転者は、走行中にヘッドホンを使用しないでください。

外部の音が聞こえにくくなること等により、交通事故を招くおそれ があります。

### 【収録情報について】

- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1地方図及び2 万5千分の1地形図を使用しています。(承認番号 平23情使、第192-581号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料 H・1-No.3 「日本測地系 における離島位置の補正量 | を使用しています。(承認番号 国地企調発第78号 平成 16年4月23日)
- この地図の作成にあたっては、財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図 データベースを使用しています。(測量法第44条に基づく成果使用承認 11-080)

- ●本ソフトに使用している交通規制データは、道路交通法および警察庁の指導に基づき全国交通安全 活動推進センターが公開している交通規制情報を利用して、MAPMASTERが作成したものを使用 しています。
- ◆本ソフトを無断で複写・複製・加工・改変することはできません。
- 本ソフトに使用している電話番号検索はタウンページ2012年3月のものを使用しています。
- \*\*wcs\* は財団法人道路交通情報通信システムセンターの登録商標です。
- "ゼンリン" および "ZENRIN" は株式会社ゼンリンの登録商標です。
- ◆本ソフトで表示している経緯度座標数値は、日本測地系に基づくものとなっています。
- 道路データは、高速、有料道路についてはおおむね2012年4月、国道、都道府県道についてはおおむね2012年1月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される地図が現場の状況と異なる場合があります。
  - ◆3D交差点…………ルート案内時、東・名・阪の主要交差点をリアルデザインで案内します。 (約1,770交差点、約5,680画像) ※全ての交差点において収録されているわけではありません。
  - ◆ジャンクションビュー…ルート案内時、自動的に高速道路・首都高速道路・都市高速道路のジャンクションをリアルデザインで案内します。

(約4,070ヶ所、約8,150方面)

※全ての交差点において収録されているわけではありません。

◆方面看板 ················· ルート案内時、国道をはじめとした一般道の行き先案内を表示します。 (全国の主要交差点)

※全ての交差点において収録されているわけではありません。

- ●細街路規制データは、おおむね2011年11月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される規制データが現場の状況と異なる場合があります。
- ●経路探索は、2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の主要な道路において実行できます。ただし、一部の道路では探索できない場合があります。また、表示された道路が現場の状況から通行が困難なときがあります。現場の状況を優先して運転してください。
- ◆交通規制は、普通自動車に適用されるもののみです。また、時間・曜日指定の一方通行が正確に反映されない場合もありますので、必ず実際の交通規制に従って運転してください。
- ●「市街地図」データは(株)ゼンリン発行の住宅地図に基づき作成しております。なお、当該「市街地図」は地域により作成時期が異なるため、一部整合が取れていない地域があります。また、「市街地図」には、データの整備状況により一部収録されていない地域があります。
- ●電話番号検索データはタウンページ(2012年3月発行)をもとに作成しています。タウンページは NTT東日本およびNTT西日本の商標です。
- 個人宅電話番号検索は、公開「電話番号」および公開電話番号登録者「名字」の入力で、地域に格差がありますが全国で地図検索が可能です。なお、検索された物件の一部では周辺までの表示になる場合があります。
- 2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、東北・関東地方の被災地域においては、表示される地図が現地の状況と異なる場合があります。最新の情報は、行政機関などで公開されている情報をご確認ください。
- ●本ソフトに使用している渋滞統計情報は、過去の統計情報を基にした渋滞情報表示となります。 (予測データ提供元:NTTデータ 予測の元となる情報:JARTIC / VICS センター) なお、ご使用のカーナビゲーション機器によっては、渋滞統計情報が表示されない場合があります。

● VICS リンクデータベースの著作権は、(財)日本デジタル道路地図協会、(財)日本交通管理技術協会に帰属しております。なお、本ソフトは、全国47都道府県のVICS レベル3対応データを収録しております。VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の地図上への表示は毎年、追加・更新・削除され、その削除された部分は経年により一部の情報が表示されなくなることがあります。※本ソフトの収録エリアには2012年9月時点でVICSサービスが開始されていないエリアも含まれております。VICSサービスの開始時期については(財)道路交通情報通信システムセンターまでお問い合わせください。

#### **―― VICS に関するお問い合わせ ―**

(財)道路交通情報通信システムセンター サービスサポートセンター

電話番号: 0570-00-8831

電話受付時間:9:30~17:45(土曜、日曜、祝日を除く)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

※PHS、IP電話等からはご利用できません。

FAX: 03-3562-1719

#### 【本ソフトの情報について】

本ソフトは、おおむね以下の年月までに収集された情報に基づいて作成されております。

■道路:2012年4月(高速·有料道路)/2012年1月(国道·都道府県道)

■交通規制\*1 : 2012年3月 ■住所検索 : 2012年3月 ■電話番号検索 : 2012年3月 ■郵便番号検索: 2012年3月 ■ジャンル検索: 2012年2月 ■高速・有料道路料金\*2: 2012年4月

■市街地図 : 2011年11月 ■個人宅電話番号検索: 2012年2月

※1:交通規制は普通自動車に適用されるもののみです。

※2:料金表示は、ETCを利用した各種割引などは考慮していません。地図データの作成時期の都合により、新規開通道路にはETCレーン、および料金のデータが収録されていない場合があります。また新規開通道路のパーキングエリア(PA)、サービスエリア(SA)の施設情報は表示されません。

#### 【VICSレベル3対応データ収録エリア】全国47都道府県

※ただし、本ソフトの収録エリアには2012年9月時点でVICSサービスが開始されていないエリアも含まれております。VICSサービスの開始時期については(財)道路交通情報通信システムセンターまでお問い合わせください。

### 地図についてのお問い合わせ先 株式会社 ゼンリン カスタマーサポートセンター フリーダイヤル 0120-210-616

受付時間 9:30~17:30 月~土(祝日・弊社指定休日は除く)

※携帯・PHSからもご利用いただけます。 ※IP電話等の一部電話機では、ご利用いただけない場合が ございます。

#### 2012年9月発行

- © 2011 財団法人日本デジタル道路地図協会
- © 2012 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE EAST CORPORATION
- © 2012 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION
- © ジオ技術研究所
- © 2012 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

# 市街地図(詳5 m / 詳 12 m / 詳25 m スケール)の収録エリア

### 90%以上収録地域 → 無印、50%以上収録地域→ \_\_\_\_、50%未満収録地域→

90%以上收款地域 → 無印、30%以上收款地域→、30% 未凋收款地域→				
北海道	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、 釧路市、帯広市、北見市、夕張市、苫小牧市、 稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、 紋別市、土別市、名寄市、三笠市、根室市、 千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、 釧路町、岩見沢市、網走市、留萌市、 澄川市、歌志内市、深川市、富良野市、 登別市、江差町、斜里町、伊達市、白老町、 音更町、北斗市、池田町、洞爺湖町、 新ひだか町、清水町、芽室町、幕別町、	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、取手市、 ひたちなか市、五霞町、境町、守谷市、 利根町、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、 下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 笠間市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、 茨城町、大洗町、東海村、鉾田市、神栖市、 阿見町、常陸大宮市、那珂市、筑西市、 坂東市、稲敷市、「かすみがうら市」、桜川市、 行方市」、常総市、つくばみらい市、小美玉市、 河内町、城里町、大子町、美浦村、八千代町	
青森県	七飯町、八雲町、岩内町、余市町、奈井江町、 鷹栖町、東神楽町、美瑛町 三沢市、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、 五所川原市、十和田市、むつ市、藤崎町、 大鰐町、東北町、つがる市、平川市、	栃木県	宇都宮市、小山市、足利市、栃木市、佐野市、 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、 上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、 野木町、那須町、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、下野市、茂木町、岩舟町	
岩手県	野辺地町、田舎館村    盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、   久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、   二戸市、雫石町、岩手町、滝沢村、一関市、   紫波町、矢巾町、大槌町、山田町、岩泉町、   八幡平市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町	群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、桐生市、 榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、 東吾妻町、嬬恋村、草津町、みなかみ町、 玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町、沼田市、館林市、 <u>渋川市、藤岡市</u> 、 富岡市、安中市、みどり市、下仁田町、	
宮城県	多賀城市、仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、白石市、角田市、名取市、岩沼市、 大河原町、山元町、松島町、七ヶ浜町、 利府町、富谷町、色麻町、加美町、登米市、 栗原市、東松島市、美里町、大崎市、蔵王町、 村田町、柴田町、亘理町、大和町、大衡村、 涌谷町		四和村 川越市、熊谷市、川口市、さいたま市、 所沢市、飯能市、加須市、本庄市、春日部市、 狭山市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、 蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、 八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、	
秋田県	秋田市」、能代市、横手市、大館市、  男鹿市、  湯沢市、鹿角市、五城目町、井川町、  由利本荘市、  湯上市 、大仙市、北秋田市、  にかほ市、仙北市、八郎潟町	埼玉県	鶴ケ島市、吉川市、三芳町、毛呂山町、 松伏町、行田市、秩父市、東松山市、羽生市、 鴻巣市、坂戸市、幸手市、日高市、伊奈町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、	
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、 寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、 東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、 河北町、高畠町、川西町、庄内町		吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀞町、 小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、 上里町、寄居町、宮代町、白岡町、杉戸町、 ふじみ野市、ときがわ町	
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、 白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、 二本松市、桑折町、国見町、本宮市、鏡石町、 西郷村、矢吹町、小野町、田村市、南相馬市、			

伊達市、川俣町、会津美里町、石川町、 玉川村、三春町、広野町、楢葉町、富岡町、

大熊町、双葉町、浪江町

千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、神ケ浦市、八街市、印西市、白井市、銚子市、館山市、成田市、東金市、鴨川市、君津市、富津市、酒々井町、富里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、山武市、横芝光町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、南房総市、匝瑳市、香取市、長楠町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、いすみ市	_
	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、	
東京都	足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、 立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、 昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、 日野市、東村山市、国分寺市、国立市、 西東京市、福生市、狛江市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、 稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、 あきる野市、[檜原村]、奥多摩町	
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、 平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、 茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、 伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、 葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、 大井町、開成町、愛川町、秦野市、座間市、 松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、 清川村	-
新潟県	新潟市、三条市、長岡市、柏崎市、新発田市、 小千谷市、加茂市、十日町市、燕市、 糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、 佐渡市、魚沼市、聖籠町、見附市、村上市、 田上町、湯沢町、妙高市、南魚沼市、胎内市、 弥彦村	
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、 黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、 舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町	
石川県	内灘町、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、 珠洲市、加賀市、羽咋市、津幡町、かほく市、 白山市、能美市、野々市市、志賀町、川北町、 宝達志水町、中能登町、能登町	
福井県	福井市、鯖江市、坂井市、美浜町、高浜町、 敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、 越前市、永平寺町、越前町、おおい町	

山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、 大月市、韮崎市、南アルブス市、北杜市、 甲斐市、笛吹市、昭和町、富士河口湖町、 上野原市、甲州市、市川三郷町、中央市、 身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士川町
長野県	松本市、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、 諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、 中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、 佐久市、千曲市、東御市、軽井沢町、 御代田町、下諏訪町、富士見町、辰野町、 箕輪町、南箕輪村、松川町、高森町、阿智村、 白馬村、坂城町、小布施町、山ノ内町、 筑北村、安曇野市、原村、飯島町、中川村、 宮田村、喬木村、豊丘村、山形村、池田町、 松川村、高山村
岐阜県	岐阜市、多治見市、岐南町、関ヶ原町、神戸町、大垣市、高山市、関市、中津川市、 美濃市、瑞浪市、下呂市、羽島市、恵那市、 美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、 山県市、瑞穂市、笠松町、坂祝町、富加町、 飛騨市、本巣市、郡上市、海津市、北方町、 輪之内町、安八町、養老町、垂井町、 揖斐川町、大野町、池田町、川辺町、 八百津町、御宮町
静岡県	浜松市、沼津市、富士市、静岡市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、図南町、清水町、長泉町、小山町、御前崎市、吉田町、菊川市、森町、伊豆の国市、牧之原市
愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、 春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、 安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、 小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、 知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、 日進市、田原市、東郷町、長久手市、豊山町、 清須市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、 飛島村、弥富市、阿久比町、東浦町、 南知多町、武豊町、幸田町、豊橋市、半田市、 豊川市、常滑市、 新城市、 大名古屋市、みよし市、あま市

#### 90%以上収録地域 → 無印、50%以上収録地域→ 、50%未満収録地域→

90%以上収録地域 → 無印、50%以上収録地域→、50%未滴収録地域→				
三重県	津市、松阪市、いなべ市、東員町、菰野町、四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、玉城町、度会町、志摩市、伊賀市、木曽岬町、朝日町、川越町、多気町、明和町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	和歌山県	和歌山市、海南市、岩出市、かつらぎ町、 湯浅町、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、 新宮市、白浜町、那智勝浦町、紀の川市、 有田川町、高野町、紀美野町、九度山町、 広川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、 みなべ町、日高川町、上富田町、太地町、	
滋賀県	近江八幡市、草津市、大津市、彦根市、 長浜市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、 甲賀市、日野町、竜王町、米原市、高島市、 東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	鳥取県	串本町	
	城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、木津川市、精華町、	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、 安来市、江津市、雲南市	
京都府	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、長岡京市、宇治田原町、笠置町、和東町、南山城村、京丹後市、南丹市、大山崎町、伊根町、与謝野町 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、備前市、早島町、 勝央町、久米南町、津山市、笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、和気町、里庄町、 矢掛町、鏡野町、奈義町、西栗倉村、美作市、 吉備中央町、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、	
	吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、 		美咲町、浅口市	
大阪府	寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、 柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、 藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、	広島県	度市、尾道市、福山市、府中市、府中町、 坂町、江田島市、広島市、竹原市、三原市、 三次市、庄原市、大竹市、東広島市、 廿日市市、海田町、熊野町、安芸高田市	
	大阪狭山市、阪南市、忠岡町、田尻町、 高槻市、河内長野市、泉南市、島本町、 豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、 河南町、干早赤阪村	山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、 下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、 長門市、柳井市、美袮市、周南市、和木町、 平生町、周防大島町、田布施町	
兵庫県	尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、三木市、播磨町、福崎町、太子町、 上郡町、神戸市、 <u>姫路市</u> 、洲本市、相生市、 豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、高砂市、 川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、	徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、 吉野川市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、 板野町、上板町、阿波市、美馬市、三好市、 つるぎ町、東みよし町	
<b>兴</b> 學宗	福名川町、稲美町、淡路市、南あわじ市、養父市、円波市、 宍栗市、朝来市、たつの市、 多可町、香美町、新温泉町、加東市、市川町、神河町	香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、 観音寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、 綾川町、宇多津町、まんのう町、琴平町、 多度津町、三豊市、小豆島町、三木町	
奈良県	奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、田原本町、明日香村、大和高田市、大和郡山市、天理市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、	愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、松前町、砥部町、伊方町、久万高原町、西予市、東温市、内子町	
	広陵町、河合町、安堵町、川西町、宇陀市、 三宅町、高取町、吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村			

#### 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、 須崎市、宿毛市、土佐清水市、佐川町、 高知県 梼原町、四万十市、香南市、香美市、 四万十町、黒潮町、いの町、越知町 糸島市、北九州市、福岡市、大牟田市、 久留米市、中間市、小郡市、春日市、宗像市、 志免町、粕屋町、水巻町、直方市、飯塚市、 田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、 行橋市、豊前市、筑紫野市、大野城市、 太宰府市、古賀市、那珂川町、宇美町、 福岡県 篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、芦屋町、 岡垣町、遠賀町、うきは市、大刀洗町、 苅田町、吉富町、福津市、宮若市、嘉麻市、 朝倉市、鞍手町、大木町、築上町、みやま市、 小竹町、桂川町、筑前町、広川町、香春町、 添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、 福智町、みやこ町 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、 武雄市、鹿島市、小城市、白石町、嬉野市、 佐賀県 神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、 みやき町 佐世保市、時津町、長崎市、島原市、諫早市、 大村市、平戸市、松浦市、五島市、波佐見町、 長崎県 対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、長与町、 南島原市、東彼杵町、川棚町、佐々町 熊本市\*、玉名市、八代市、人吉市、荒尾市、 水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、大津町、 菊陽町、合志市、益城町、阿蘇市、南小国町、 小国町、上天草市、宇城市、高森町、天草市、 熊本県 玉東町、長洲町、御船町、嘉島町、甲佐町、 氷川町、芦北町、津奈木町 \*印…熊本市南区は50%以上収録地域にな ります。 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、 臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、 大分県 杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、 九重町、玖珠町、国東市、日出町 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、 日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、 宮崎県 高原町、国富町、高鍋町、新富町、木城町、 川南町、都農町、門川町 鹿児島市、鹿屋市、姶良市、枕崎市、 いちき串木野市、阿久根市、出水市、伊佐市、 鹿児島県 指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、 日置市、曽於市、霧島市、南さつま市、 志布志市、奄美市、南九州市、さつま町

#### 沖縄県

那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、 沖縄市、本部町、読谷村、<u>嘉</u>手納町、北谷町、 北中城村、中城村、西原町、豊見城市、 与那原町、南風原町、石垣市、うるま市、 宮古島市、南城市、八重瀬町

#### お知らせ

- 地図ソフトの更新により収録エリアは 変わります。
- 収録されている市街地図データの調査 終了時期は一部を除き、2011年11 月です。

### 別売品のご案内

別売品は販売店でお買い求めいただけます。

#### ● GPSアンテナ : CA-PN20D



車内でのGPS衛星の電波の受信を安定させます。

# ● ワンセグ用フィルムアンテナ: CA-PDTNF26D



車でテレビ(ワンセグ) の受信を安定させます。

### ● SSDポータブルカーナビゲーション用リモコン : CA-PRSD1D



リモコンで操作することがで きます。

### ● アンテナ変換ケーブル: CA-PANX1D



アンテナ変換ケーブルと市販のF型テレビ接続ケーブルを接続することにより、で家庭でテレビ(ワンセグ)の映像を見ることができます。

# FM-VICS用アンテナ(のせかえ用): CA-VA010D



FM-VICSの受信を安定させます。

### VICSアンテナ(ケーブルタイプ): CA-PVAN10D\*1



本機を他の車にのせか えるときにご使用くだ さい。

# 車載用貼付スタンド: CA-PT20D\*2



スタンドを粘着テープ とねじで固定すること ができます。吸盤スタンドが取り付けられない場合にで使用ください。

# ● 車載用取付キット(トレイ固定方式): CA-PT71D



1DNスペースにナビ ゲーションを固定する 場合にご使用ください。

#### ● ワンセグアンテナ用フィルムエレメント : CA-PFL26DTD



本別売品はフィルムエレメント の部品です。

アンテナー式は、ワンセグ用フィルムアンテナ(CA-PDTNF26D)をお買い求めください。

# ● 低反射シート(7 V型用): CA-ZNDO30D



タッチ操作による汚れ、持ち 運ぶ際の傷などから液晶画面 を保護します。また、画面の 反射や映り込みを軽減します。

### ● シガーライターコード(12 V車対応): CA-P12VD5D\*2



本機を他の車にのせか えるときにご使用くだ さい。

# ● シガーライターコード(12 V/24 V車対応): CA-P24VD5D\*<sup>2</sup>



本機を他の車にのせか えるときにご使用くだ さい。

●パーキングブレーキ接続ケーブル (オートマチック車シフトレバー取付): CA-PMBX1D\*2



本機の走行/停車判定をパーキングブレーキに連動させたい場合に、お使いください。
※シフトレバー付のオートマチック車は、マグネットタイプで取り付

けることができます。

● ACアダプター :CA-PAC22D



車載用吸盤スタンド: CA-PTQ22D\*²



本機を家庭用電源で使

用できます。

- \* 1 印…内容物と同等品です。(参考: 📴 4ページ)
- \*2印…本機にはパーキングブレーキ接続ケーブルは付属されていません。パーキングブレーキ接続ケーブルを使用する場合は、 下記別売品のいずれかに同梱されているパーキングブレーキ接続ケーブル/パーキングケーブルをご使用ください。 ・CA-PT20D ・CA-PTQ22D ・CA-P12VD5D ・CA-P24VD5D ・CA-PMBX1D

別売品は販売店でお買い求めいただけます。

パナソニックの家電製品直販サイト 「パナセンス」でお買い求めいただけるものもあります。

● 詳しくは 「パナセンス」 のサイトをご覧ください。 ● 携帯電話からもお買い求めいただけます。



http://club.panasonic.jp/mall/sense/

http://p-mp.jp/cpm/

地図の年度更新は株式会社ゼンリンで取り扱っています。 詳しくは下記にお問い合わせください。

株式会社ゼンリン カスタマーサポートセンター

○ 0120-210-616 受付時間:9:30~17:30 月曜日~土曜日(祝日・弊社指定休日は除く)

※携帯・PHSからもご利用いただけます。

※IP電話等の一部電話機では、ご利用いただけない場合がございます。

商品の詳しい情報は http://www.zenrin.co.jp/go/s-navi/

# 初期設定一覧

#### 各種設定初期状態は下記のとおりです。

## ナビゲーション

画面面	メイ画面		進行方向な	
表示	右画面		進行方向な	
	ラン	ドマ-	ーク	ランドマーク設定=なし
	ルート案内	ルル目J交交E盗方リ自オーー的T差差C難面ア動ー	地方位=のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた 一のまた でのまた 一のまた でのま でのまた でのま でのまた でのまた でのまた でのまた でのまた でのまた でのまた でのまた でのまた でのまた でのま	= 黄色 示= しない 線 示= する 表示= する 表示= する に = する に = する ニ = する ニ = カーム = する ー ト = しない* <sup>1</sup>
設定	案内音量	7目盛中左から4目盛目 <u>ガイド設定</u> 合流ガイド=ガイド中 踏み切り案内=ガイド中 専用レーンガイド=OFF VICS ガイド=ON トンネル出口警告=ON		
	地図カ	地図	基本表示	道路名=表示する 登録地点=表示する ランドマーク=表示する 家形=表示する 緯度・経度=表示しない マップコード=表示しない
	地図カスタマイズ	41h	昼夜切換/ 地図の色	昼夜切換=時間連動 地図の色=ノーマル
	イズ	とイズ 地図の記	文字表示 の設定	名称の文字サイズ=中 吹出しの表示=する
		の設定	地図モード	地図モード=進行方向 3D地図視角調整 =10目盛中左から1目盛目

	地図カスタマイズ	右画面設定	右画面に 地図表示	右画面の表示=しない
			文字表示 の設定	名称の文字サイズ=中 吹出しの表示=する
			地図 モード	地図モード=進行方向 3D地図視角調整 =10目盛中左から1目盛目
		カー	マーク選択	カーマークの設定=矢印 (レッド)
	地図ボタン表示	メイン地図		コンパス=表示しない AV=表示しない スケール=表示しない ランチャー=表示する 音量=表示しない
設		右地図		コンパス=表示しない スケール=表示しない
	ランチャー編集			1:案内音量 2:ランドマーク 3:家形 4:地点登録 5:周辺検索
定			※平均速度を 一般道路 ります。 一般道路= 国道= 45	を自動で設定=する を自動で設定 "しない" にすると、 /国道/有料道路が設定可能とな = 35 km/h i km/h = 80 km/h
	季節規制 時間規制 スマート ルート学 VICS自動		料自フ季時スルVICS も表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表を表表を表表の表表を表表を	=普通車 索=する を優先=しない
	セキ	ユリテ	イ設定* <sup>2</sup>	セキュリティコード設定=OFF

<sup>\* 1</sup> 印…家庭動作のみ **()** 「動作の種類と制限について」A-18

<sup>\*2</sup>印…車動作のみ **()** 「動作の種類と制限について」A-18

## ナビゲーション

	ecoドライブ設定	評価履歴=残す eco ドライブ表示=しない 評価レベル=初級 急加減速のお知らせ=する eco 速度超過のお知らせ=しない アイドリングのお知らせ=する		
情	走行軌跡	軌跡を表示=す 軌跡の記録=ス 記録された走行	トップ トップ	
		受信番組設定	受信番組=交通番組 (VICS)	
報	_	周波数設定	自動選局=ON プリセット選局=未設定	
	FM多重	VICS表示設定	<ul><li>一般道=ON 有料道=ON 駐車場=ON 規制=ON 規制=ON 決滞無し=OFF 渋滞混雑=ON 点滅=ON</li></ul>	

## システム設定

画面の明るさ設定	明るさ自動調整 = OFF 設定値 = 31 ※明るさ自動調整をONにすると 最高輝度/最低輝度が表示され ます。 最高輝度 = 31 最低輝度 = 5
操作設定	キー操作音=する カーソル表示=点灯 リスト並び順=名前 画面消し=しない
案内音声割込設定	案内音声割込=する
ナビ中のAV同時	動作=する

### 音量調整

音量=8(音楽再生・テレビ(ワンセグ)・録画番組再生・ 動画再生)

### 画面の明るさ

## テレビ(ワンセグ)/録画再生

視聴エリア=東京			
自宅呼出=未登録			
お好み呼出=未登録			
中継・系列局サーチ 自動サーチ=する			
起動画面 データ放送で起動=しない			
音声設定=音声 1、主			
字幕設定=なし			
時計表示=する			
放送用メモリー=なし			

### 画像再生

ランダム	OFF
表示設定	表示切換=画像のみ
	再生間隔=3秒



		「×  米 /ナ <del>チ</del> )	1186 mm × 104 mm × 19.8 mm
ナビゲーション本体	外形寸法(幅×高さ×奥行き) 質量		435 g
	<sup>兵皇</sup>   推奨動作温度		0 °C~+50 °C
ショ	1世央到11-12		0 C~+40 C (別売のACアダプター使用時)
호			※充電は+10 °C~+35 °Cの範囲で行ってください。
本体	フォーマット		オリジナルメモリーフォーマット
	電源電圧		● AC100 V、50 Hz / 60 Hz (別売の AC アダプター)
an a			●DC12 V(シガーライターコード(12 V車対応))
電源	71354-67/10		1.5 A以下
			7.5 W(ナビゲーション時)
	画面寸法	幅×高さ	7 V型 157 mm×82 mm
	J 1/2	対角	177 mm
液	画素数	7.37.3	1152000画素(縦480×横800×3)
液晶ディスプレイ	有効画素数		99.99%
1	表示方式		透過型カラーフィルター方式
ス	駆動方式		TFT (薄膜トランジスタ)アクティブマトリックス方式
Į,	使用光源		LEDバックライト
1	タッチパネル		LEDバックフィド   抵抗感圧式アナログタイプ
	ダッテハネル 		抵抗感圧式アナログダイブ   (加飾フィルム+フィルム+ガラス)
内			(加齢シャルム・フィルム・カラス)   <b>0</b> 28 mm
蔵	寸法・形状		1 W
<u> </u>	定格出力		1.5 W
内蔵スピーカー 内蔵 GPS アンテナ	最大出力		モノポールアンテナ
蔵	形式   受信周波数		1575.42 MHz(C/Aコード)
P	受信感度		162 dBm(最大追尾)
ア	受信总度		パラレル32チャンネル(最大)
<del> </del>	位置更新時間		約1秒(自律航法動作中:約0.2秒)
ナ	電源入力端子		TO CO V (EIAJ 端子)
		,	専用コネクター(MCX)
	GPSアンテナ端子		
端子	VICSアンテナ端子		ミニジャック(φ 3.5 mm)
,	ブレーキセンサー端子		ミニジャック(φ 2.5 mm)   ステレオミニジャック(φ 3.5 mm)
	ヘッドホン出力端子		•
_	ワンセグ用アンテナ端子		専用コネクター(MCX)
2	受信可能放送		地上デジタル放送方式(日本) ワンセグ
ワンセグ	受信周波数		470 MHz~770 MHz(13 ch~62 ch)
2	アンテナ		収納式4段階
点	充電可能温度		+10 ℃~+35 ℃
内蔵リチウムイオン電池	<b>  充電時間</b>		約3時間20分
	連続使用可能時間	¥ 1	(シガーライターコードまたは別売のACアダプター使用/電源「切」) 約50分
		[ +25 ℃で使用時)	**  プロガー
		時間と使用可能時間	るさ自動調整しない)にした場合
オン		数値を保証するも	
電	のではありる		
池	電源「切」時の電池	保持時間	常温約40日間(電池満充電の場合)

<sup>●</sup>液晶ディスプレイのV型は、有効画素の対角寸法を基準とした大きさの目安です。

シガ	使用電源	DC12 Vマイナスアース
	ヒューズ	5 A
ーライターコ	長さ	1.8 m
	出力電圧	DC5 V
1	質量	95 g
>-0のアンテナ	出力インピーダンス	75 Ω
アンテナ	コードの長さ	2.4 m
吸盤	吸盤寸法(直径)	70 mm
吸盤スタンド	質量	110 g(吸盤スタンド保護用トレイ含む)
ンド	スタンド用ストラップの長さ	0.48 m

- ◆本製品の仕様、画面表示、外観は、改良のため予告なく変更することがあります。
- ◆本書に記載の寸法・質量はおおよその数値です。
- ◆イラストはイメージであり、実際と異なる場合があります。
- 画面表示などの色は印刷物ですので実際と異なる場合があります。

## 商標について

- Microsoft®、Windows® およびWindows® CE/Windows® XP/Windows Vista®/ Windows® 7は、米国Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- SDHC ロゴは SD-3C,LLC の商標です。
- "ゼンリン" および "ZENRIN" は株式会社ゼンリンの登録商標です。
- タウンページは東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社の登録商標です。
- ▼マップコードおよびマップコードロゴは株式会社デンソーの商標です。
- ●まっぷるコードおよびまっぷるコードロゴは株式会社昭文社の登録商標または商標です。
- ETCは、財団法人道路システム高度化推進機構(ORSE)の登録商標です。
- DSRCは、一般社団法人ITSサービス推進機構(ISPA)の登録商標です。
- Google、Google ロゴ、および Google マップは、Google Inc.の商標または登録商標です。
- [Yahoo! | および [Yahoo! | [Y!] のロゴマークは、米国 Yahoo! Inc. の登録商標または商標です。
- MPEG Laver-3 audio coding technology licensed from Fraunhofer IIS and Thomson.
- 本機の説明書に記載されている各種名称、会社名、商品名などは、各社の登録商標または商標です。
- ●各社の商標および製品商標に対しては特に注記のない場合でも、これを十分尊重いたします。

## MPL ライセンスについて

本製品には、以下のMozilla Public License(以下「MPL」)の適用を受けるソフトウェアが含まれています。

- ■以下のオリジナルコードからの派生コード js-1.5.tar.gz
- ■上記オリジナルコードの初期開発者 Netscape Communications Corporation

お客様は添付のMPLの条件に従い上記ソフトウェアの ソースコードを入手する権利がございます。上記ソフト ウェアのソースコードの入手方法については、以下の ホームページをご覧ください。

http://panasonic.jp/car/navi/Gorilla/

Mozilla Public License(原文)

MOZILLA PUBLIC LICENSE Version 1.1

- 1. Definitions.
  - 1.0.1. "Commercial Use" means distribution or otherwise making the Covered Code available to a third party.
  - 1.1. "Contributor" means each entity that creates or contributes to the creation of Modifications.
  - 1.2. "Contributor Version" means the combination of the Original Code, prior Modifications used by a Contributor, and the Modifications made by that particular Contributor.
  - 1.3. "Covered Code" means the Original Code or Modifications or the combination of the Original Code and Modifications, in each case including portions thereof.
  - 1.4. "Electronic Distribution Mechanism" means a mechanism generally accepted in the software development community for the electronic transfer of data.
  - 1.5. "Executable" means Covered Code in any form other than Source Code.
  - 1.6. "Initial Developer" means the individual or entity identified as the Initial Developer in the Source Code notice required by Exhibit A.
  - 1.7. "Larger Work" means a work which

combines Covered Code or portions thereof with code not governed by the terms of this License.

- 1.8. "License" means this document.
- 1.8.1. "Licensable" means having the right to grant, to the maximum extent possible, whether at the time of the initial grant or subsequently acquired, any and all of the rights conveyed herein.
- 1.9. "Modifications" means any addition to or deletion from the substance or structure of either the Original Code or any previous Modifications. When Covered Code is released as a series of files, a Modification is:
  - A. Any addition to or deletion from the contents of a file containing Original Code or previous Modifications.
  - B. Any new file that contains any part of the Original Code or previous Modifications.
- 1.10. "Original Code" means Source Code of computer software code which is described in the Source Code notice required by Exhibit A as Original Code, and which, at the time of its release under this License is not already Covered Code governed by this License.
- 1.10.1. "Patent Claims" means any patent claim(s), now owned or hereafter acquired, including without limitation, method, process, and apparatus claims, in any patent Licensable by grantor.
- 1.11. "Source Code" means the preferred form of the Covered Code for making modifications to it, including all modules it contains, plus any associated interface definition files, scripts used to control compilation and installation of an Executable, or source code differential comparisons against either the Original Code or another well known, available Covered Code of the Contributor's choice. The Source Code can be in a compressed or archival form, provided the appropriate decompression or de-archiving software is widely available or no charge.
- 1.12. "You" (or "Your") means an individual or a legal entity exercising rights under, and complying with all of the terms of, this License or a future version of this License

issued under Section 6.1. For legal entities, "You" includes any entity which controls, is controlled by, or is under common control with You. For purposes of this definition, "control" means (a) the power, direct or indirect, to cause the direction or management of such entity, whether by contract or otherwise, or (b) ownership of more than fifty percent (50%) of the outstanding shares or beneficial ownership of such entity.

#### 2. Source Code License.

#### 2.1. The Initial Developer Grant.

The Initial Developer hereby grants You a world-wide, royalty-free, non-exclusive license, subject to third party intellectual property claims:

- (a) under intellectual property rights (other than patent or trademark) Licensable by Initial Developer to use, reproduce, modify, display, perform, sublicense and distribute the Original Code (or portions thereof) with or without Modifications, and/or as part of a Larger Work; and
- (b) under Patents Claims infringed by the making, using or selling of Original Code, to make, have made, use, practice, sell, and offer for sale, and/or otherwise dispose of the Original Code (or portions thereof).
- (c) the licenses granted in this Section 2.1(a) and (b) are effective on the date Initial Developer first distributes Original Code under the terms of this License.
- (d) Notwithstanding Section 2.1(b) above, no patent license is granted: 1) for code that You delete from the Original Code; 2) separate from the Original Code; or 3) for infringements caused by: i) the modification of the Original Code or ii) the combination of the Original Code with other software or devices.

#### 2.2. Contributor Grant.

Subject to third party intellectual property claims, each Contributor hereby grants You a world-wide, royalty-free, non-exclusive license

(a) under intellectual property rights (other than patent or trademark) Licensable by Contributor, to use, reproduce, modify, display, perform, sublicense and distribute the Modifications created by such Contributor (or portions thereof) either on an unmodified basis, with other

Modifications, as Covered Code and/or as part of a Larger Work; and

- (b) under Patent Claims infringed by the making, using, or selling of Modifications made by that Contributor either alone and/or in combination with its Contributor Version (or portions of such combination), to make, use, sell, offer for sale, have made, and/or otherwise dispose of: 1) Modifications made by that Contributor (or portions thereof); and 2) the combination of Modifications made by that Contributor with its Contributor Version (or portions of such combination).
- (c) the licenses granted in Sections 2.2(a) and 2.2(b) are effective on the date Contributor first makes Commercial Use of the Covered Code.
- (d) Notwithstanding Section 2.2(b) above, no patent license is granted: 1) for any code that Contributor has deleted from the Contributor Version; 2) separate from the Contributor Version; 3) for infringements caused by: i) third party modifications of Contributor Version or ii) the combination of Modifications made by that Contributor with other software (except as part of the Contributor Version) or other devices; or 4) under Patent Claims infringed by Covered Code in the absence of Modifications made by that Contributor.

#### 3. Distribution Obligations.

#### 3.1. Application of License.

The Modifications which You create or to which You contribute are governed by the terms of this License, including without limitation Section 2.2. The Source Code version of Covered Code may be distributed only under the terms of this License or a future version of this License released under Section 6.1, and You must include a copy of this License with every copy of the Source Code You distribute. You may not offer or impose any terms on any Source Code version that alters or restricts the applicable version of this License or the recipients' rights hereunder. However, You may include an additional document offering the additional rights described in Section 3.5.

#### 3.2. Availability of Source Code.

Any Modification which You create or to which You contribute must be made available in Source Code form under the terms of

this License either on the same media as an Executable version or via an accepted Electronic Distribution Mechanism to anyone to whom you made an Executable version available; and if made available via Electronic Distribution Mechanism, must remain available for at least twelve (12) months after the date it initially became available, or at least six (6) months after a subsequent version of that particular Modification has been made available to such recipients. You are responsible for ensuring that the Source Code version remains available even if the Electronic Distribution Mechanism is maintained by a third party.

#### 3.3. Description of Modifications.

You must cause all Covered Code to which You contribute to contain a file documenting the changes You made to create that Covered Code and the date of any change. You must include a prominent statement that the Modification is derived, directly or indirectly, from Original Code provided by the Initial Developer and including the name of the Initial Developer in (a) the Source Code, and (b) in any notice in an Executable version or related documentation in which You describe the origin or ownership of the Covered Code.

#### 3.4. Intellectual Property Matters

#### (a) Third Party Claims.

If Contributor has knowledge that a license under a third party's intellectual property rights is required to exercise the rights granted by such Contributor under Sections 2.1 or 2.2. Contributor must include a text file with the Source Code distribution titled "LEGAL" which describes the claim and the party making the claim in sufficient detail that a recipient will know whom to contact. If Contributor obtains such knowledge after the Modification is made available as described in Section 3.2, Contributor shall promptly modify the LEGAL file in all copies Contributor makes available thereafter and shall take other steps (such as notifying appropriate mailing lists or newsgroups) reasonably calculated to inform those who received the Covered Code that new knowledge has been obtained.

#### (b) Contributor APIs.

If Contributor's Modifications include an application programming interface and Contributor has knowledge of patent licenses which are reasonably necessary to implement that API, Contributor must

also include this information in the LEGAL file.

#### (c) Representations.

Contributor represents that, except as disclosed pursuant to Section 3.4(a) above, Contributor believes that Contributor's Modifications are Contributor's original creation(s) and/or Contributor has sufficient rights to grant the rights conveyed by this License.

#### 3.5. Required Notices.

You must duplicate the notice in Exhibit A in each file of the Source Code. If it is not possible to put such notice in a particular Source Code file due to its structure, then You must include such notice in a location (such as a relevant directory) where a user would be likely to look for such a notice. If You created one or more Modification(s) You may add your name as a Contributor to the notice described in Exhibit A. You must also duplicate this License in any documentation for the Source Code where You describe recipients' rights or ownership rights relating to Covered Code. You may choose to offer, and to charge a fee for, warranty, support, indemnity or liability obligations to one or more recipients of Covered Code. However, You may do so only on Your own behalf, and not on behalf of the Initial Developer or any Contributor. You must make it absolutely clear than any such warranty, support. indemnity or liability obligation is offered by You alone, and You hereby agree to indemnify the Initial Developer and every Contributor for any liability incurred by the Initial Developer or such Contributor as a result of warranty, support, indemnity or liability terms You offer.

#### 3.6. Distribution of Executable Versions.

You may distribute Covered Code in Executable form only if the requirements of Section 3.1-3.5 have been met for that Covered Code, and if You include a notice stating that the Source Code version of the Covered Code is available under the terms of this License, including a description of how and where You have fulfilled the obligations of Section 3.2. The notice must be conspicuously included in any notice in an Executable version, related documentation or collateral in which You describe recipients' rights relating to the Covered Code. You may distribute the Executable version of Covered Code or ownership rights under a license of Your choice, which may contain terms different from this License, provided

that You are in compliance with the terms of this License and that the license for the Executable version does not attempt to limit or alter the recipient's rights in the Source Code version from the rights set forth in this License. If You distribute the Executable version under a different license You must make it absolutely clear that any terms which differ from this License are offered by You alone, not by the Initial Developer or any Contributor. You hereby agree to indemnify the Initial Developer and every Contributor for any liability incurred by the Initial Developer or such Contributor as a result of any such terms You offer.

#### 3.7. Larger Works.

You may create a Larger Work by combining Covered Code with other code not governed by the terms of this License and distribute the Larger Work as a single product. In such a case, You must make sure the requirements of this License are fulfilled for the Covered Code

4. Inability to Comply Due to Statute or Regulation.

If it is impossible for You to comply with any of the terms of this License with respect to some or all of the Covered Code due to statute, judicial order, or regulation then You must: (a) comply with the terms of this License to the maximum extent possible; and (b) describe the limitations and the code they affect. Such description must be included in the LEGAL file described in Section 3.4 and must be included with all distributions of the Source Code. Except to the extent prohibited by statute or regulation, such description must be sufficiently detailed for a recipient of ordinary skill to be able to understand it.

5. Application of this License.

This License applies to code to which the Initial Developer has attached the notice in Exhibit A and to related Covered Code.

6. Versions of the License.

#### 6.1. New Versions.

Netscape Communications Corporation ("Netscape") may publish revised and/or new versions of the License from time to time. Each version will be given a distinguishing version number.

6.2. Effect of New Versions.

Once Covered Code has been published under a particular version of the License, You may always continue to use it under the terms of that version. You may also choose to use such Covered Code under the terms of any subsequent version of the License published by Netscape. No one other than Netscape has the right to modify the terms applicable to Covered Code created under this License.

#### 6.3. Derivative Works.

If You create or use a modified version of this License (which you may only do in order to apply it to code which is not already Covered Code governed by this License), You must (a) rename Your license so that the phrases "Mozilla", "MOZILLAPL", "MOZPL", "Netscape", "MPL", "NPL" or any confusingly similar phrase do not appear in your license (except to note that your license differs from this License) and (b) otherwise make it clear that Your version of the license contains terms which differ from the Mozilla Public License and Netscape Public License. (Filling in the name of the Initial Developer, Original Code or Contributor in the notice described in Exhibit A shall not of themselves be deemed to be modifications. of this License.)

#### 7. DISCLAIMER OF WARRANTY.

COVERED CODE IS PROVIDED UNDER THIS LICENSE ON AN "AS IS" BASIS, WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, WITHOUT LIMITATION, WARRANTIES THAT THE COVERED CODE IS FREE OF DEFECTS, MERCHANTABLE, FIT FOR A PARTICULAR PURPOSE OR NON-INFRINGING. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE COVERED CODE IS WITH YOU. SHOULD ANY COVERED CODE PROVE DEFECTIVE IN ANY RESPECT, YOU (NOT THE INITIAL DEVELOPER OR ANY OTHER CONTRIBUTOR) ASSUME THE COST OF ANY NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION. THIS DISCLAIMER OF WARRANTY CONSTITUTES AN ESSENTIAL PART OF THIS LICENSE. NO USE OF ANY COVERED CODE IS AUTHORIZED HEREUNDER EXCEPT UNDER THIS DISCLAIMER.

#### 8. TERMINATION.

8.1. This License and the rights granted hereunder will terminate automatically if You fail to comply with terms herein and fail to cure such breach within 30 days of becoming

aware of the breach. All sublicenses to the Covered Code which are properly granted shall survive any termination of this License. Provisions which, by their nature, must remain in effect beyond the termination of this License shall survive.

- 8.2. If You initiate litigation by asserting a patent infringement claim (excluding declatory judgment actions) against Initial Developer or a Contributor (the Initial Developer or Contributor against whom You file such action is referred to as "Participant") alleging that:
- (a) such Participant's Contributor Version directly or indirectly infringes any patent, then any and all rights granted by such Participant to You under Sections 2.1 and/or 2.2 of this License shall, upon 60 days notice from Participant terminate prospectively, unless if within 60 days after receipt of notice You either: (i) agree in writing to pay Participant a mutually agreeable reasonable royalty for Your past and future use of Modifications made by such Participant, or (ii) withdraw Your litigation claim with respect to the Contributor Version against such Participant. If within 60 days of notice, a reasonable royalty and payment arrangement are not mutually agreed upon in writing by the parties or the litigation claim is not withdrawn, the rights granted by Participant to You under Sections 2.1 and/or 2.2 automatically terminate at the expiration of the 60 day notice period specified above.
- (b) any software, hardware, or device, other than such Participant's Contributor Version, directly or indirectly infringes any patent, then any rights granted to You by such Participant under Sections 2.1(b) and 2.2(b) are revoked effective as of the date You first made, used, sold, distributed, or had made, Modifications made by that Participant.
- 8.3. If You assert a patent infringement claim against Participant alleging that such Participant's Contributor Version directly or indirectly infringes any patent where such claim is resolved (such as by license or settlement) prior to the initiation of patent infringement litigation, then the reasonable value of the licenses granted by such Participant under Sections 2.1 or 2.2 shall be taken into account in determining the amount or value of any payment or license.
- 8.4. In the event of termination under Sections 8.1 or 8.2 above, all end user license agreements (excluding distributors

and resellers) which have been validly granted by You or any distributor hereunder prior to termination shall survive termination.

#### 9. LIMITATION OF LIABILITY.

UNDER NO CIRCUMSTANCES AND UNDER NO LEGAL THEORY, WHETHER TORT (INCLUDING NEGLIGENCE), CONTRACT, OR OTHERWISE, SHALL YOU, THE INITIAL DEVELOPER, ANY OTHER CONTRIBUTOR, OR ANY DISTRIBUTOR OF COVERED CODE, OR ANY SUPPLIER OF ANY OF SUCH PARTIES. BE LIABLE TO ANY PERSON FOR ANY INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES OF ANY CHARACTER INCLUDING, WITHOUT LIMITATION, DAMAGES FOR LOSS OF GOODWILL, WORK STOPPAGE, COMPUTER FAILURE OR MALFUNCTION. OR ANY AND ALL OTHER COMMERCIAL DAMAGES OR LOSSES, EVEN IF SUCH PARTY SHALL HAVE BEEN INFORMED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES. THIS LIMITATION OF LIABILITY SHALL NOT APPLY TO LIABILITY FOR DEATH OR PERSONAL INJURY RESULTING FROM SUCH PARTY'S NEGLIGENCE TO THE EXTENT APPLICABLE LAW PROHIBITS SUCH LIMITATION. SOME JURISDICTIONS DO NOT ALLOW THE EXCLUSION OR LIMITATION OF INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES, SO THIS EXCLUSION AND LIMITATION MAY NOT APPLY TO YOU.

#### 10. U.S. GOVERNMENT END USERS.

The Covered Code is a "commercial item," as that term is defined in 48 C.F.R. 2.101 (Oct. 1995), consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation," as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212 (Sept. 1995). Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.7202-4 (June 1995), all U.S. Government End Users acquire Covered Code with only those rights set forth herein.

#### 11. MISCELLANEOUS.

This License represents the complete agreement concerning subject matter hereof. If any provision of this License is held to be unenforceable, such provision shall be reformed only to the extent necessary to make it enforceable. This License shall be governed by California law provisions (except to the extent applicable law, if any, provides otherwise), excluding its conflict-of-law

provisions. With respect to disputes in which at least one party is a citizen of, or an entity chartered or registered to do business in the United States of America, any litigation relating to this License shall be subject to the jurisdiction of the Federal Courts of the Northern District of California, with venue lying in Santa Clara County, California, with the losing party responsible for costs. including without limitation, court costs and reasonable attorneys' fees and expenses. The application of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods is expressly excluded. Any law or regulation which provides that the language of a contract shall be construed against the drafter shall not apply to this License.

#### 12. RESPONSIBILITY FOR CLAIMS.

As between Initial Developer and the Contributors, each party is responsible for claims and damages arising, directly or indirectly, out of its utilization of rights under this License and You agree to work with Initial Developer and Contributors to distribute such responsibility on an equitable basis. Nothing herein is intended or shall be deemed to constitute any admission of liability.

#### 13. MULTIPLE-LICENSED CODE.

Initial Developer may designate portions of the Covered Code as "Multiple-Licensed". "Multiple-Licensed" means that the Initial Developer permits you to utilize portions of the Covered Code under Your choice of the NPL or the alternative licenses, if any, specified by the Initial Developer in the file described in Exhibit A.

#### EXHIBIT A -Mozilla Public License.

"The contents of this file are subject to the Mozilla Public License Version 1.1 (the "License"); you may not use this file except in compliance with the License. You may obtain a copy of the License at http://www.mozilla.org/MPL/

Software distributed under the License is distributed on an "AS IS" basis, WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, either express or implied. See the License for the specific language governing rights and limitations under the License.

The Original Code is	
----------------------	--

The initial Beveloper of the engine cou	0 .0
Portions created by Copyright (C) Rights Reserved.	are . All
Contributor(s):	
Alternatively, the contents of this file r be used under the terms of the lice (the "[] License"), in which case provisions of [] License are applicated instead of those above. If you wish to a use of your version of this file only under terms of the [] License and not to a others to use your version of this file unthe MPL, indicate your decision by delet the provisions above and replace them withen notice and other provisions required the [] License. If you do not delete provisions above, a recipient may use your solution of this file under either the MPL or [] License."	the able llow the llow with with the low the low with the low

The Initial Developer of the Original Code is

[NOTE: The text of this Exhibit A may differ slightly from the text of the notices in the Source Code files of the Original Code. You should use the text of this Exhibit A rather than the text found in the Original Code Source Code for Your Modifications.]

## GNU LGPL ライセンスについて

本製品には、以下のGNU LIBRARY GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2(以下「LGPL」)の適用を受けるソフトウェア(以下「LGPLソフト」)が含まれています。

LGPLソフトの著作権者の著作権表示については、以下をご参照ください。

http://panasonic.jp/car/navi/Gorilla/

LGPLソフトは、有用であることを願って頒布されますが、全くの無保証です。商業可能性があることや特定の目的に適合していることについては、黙示的保証も含め、一切保証されません。

当社は、製品発売から少なくとも3年間、以下の問い合わせ窓口にご連絡いただいた全てのお客様に対して、ソースコードの提供に必要な物理的コストを上回らない程度の料金と引き換えに、LGPLソフトに対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを提供します。お問い合わせなどにつきましては、お客様ご相談センター(197 M-40)へご連絡ください。

また、LGPLソフトに対応したソースコードは、以下のウェブサイトで、誰でも自由に入手することができます。 http://panasonic.jp/car/navi/Gorilla/

#### GNU LIBRARY GENERAL PUBLIC LICENSE

Version 2, June 1991

Copyright (C) 1991 Free Software Foundation, Inc.

51 Franklin St, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA

Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

[This is the first released version of the library GPL. It is numbered 2 because it goes with version 2 of the ordinary GPL.]

#### Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users.

This license, the Library General Public License, applies to some specially designated Free Software Foundation software, and to any other libraries whose authors decide to use it. You can use it for your libraries, too.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public

Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link a program with the library, you must provide complete object files to the recipients so that they can relink them with the library, after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

Our method of protecting your rights has two steps: (1) copyright the library, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.

Also, for each distributor's protection, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free library. If the library is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original version, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that companies distributing free software will individually obtain patent licenses, thus in effect transforming the program into proprietary software. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License, which was designed for utility programs. This license, the GNU Library General Public License, applies to certain designated libraries. This license is quite different from the ordinary

one; be sure to read it in full, and don't assume that anything in it is the same as in the ordinary license

The reason we have a separate public license for some libraries is that they blur the distinction we usually make between modifying or adding to a program and simply using it. Linking a program with a library, without changing the library, is in some sense simply using the library, and is analogous to running a utility program or application program. However, in a textual and legal sense, the linked executable is a combined work, a derivative of the original library, and the ordinary General Public License treats it as such.

Because of this blurred distinction, using the ordinary General Public License for libraries did not effectively promote software sharing, because most developers did not use the libraries. We concluded that weaker conditions might promote sharing better.

However, unrestricted linking of non-free programs would deprive the users of those programs of all benefit from the free status of the libraries themselves. This Library General Public License is intended to permit developers of non-free programs to use free libraries, while preserving your freedom as a user of such programs to change the free libraries that are incorporated in them. (We have not seen how to achieve this as regards changes in header files, but we have achieved it as regards changes in the actual functions of the Library.) The hope is that this will lead to faster development of free libraries.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, while the latter only works together with the library.

Note that it is possible for a library to be covered by the ordinary General Public License rather than by this special one.

## TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

 This License Agreement applies to any software library which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Library General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".

A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)

"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

You may copy and distribute verbatim copies
of the Library's complete source code as you
receive it, in any medium, provided that you
conspicuously and appropriately publish on
each copy an appropriate copyright notice
and disclaimer of warranty; keep intact all
the notices that refer to this License and to
the absence of any warranty; and distribute
a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

- a) The modified work must itself be a software library.
- b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.
- c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.
- d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful. (For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any applicationsupplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution

medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by

this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also compile or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code,

so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)

- b) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.
- c) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.
- d) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

- 7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:
  - a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities.
     This must be distributed under the terms of the Sections above.

b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

- 8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.
- 9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it
- 10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.
- 11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example. if a patent license would not permit royaltyfree redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be

to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

- 12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.
- 13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Library General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

#### NO WARRANTY

- 15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO. THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.
- 16 IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL. SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE). EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

#### END OF TERMS AND CONDITIONS

#### How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

one line to give the library's name and an idea of what it does.

Copyright (C) year name of author

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Library General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Library General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Library General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin St, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA.

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library 'Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

signature of Tv Coon. 1 April 1990

Ty Coon, President of Vice

That's all there is to it!

## カメリアライセンスについて

本製品には、以下のCamelliaライセンスの適用を受けるソフトウェアが含まれています。

camellia.c ver 1.2.0 Copyright (c) 2006.2007

NTT (Nippon Telegraph and Telephone Corporation). All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

- 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer as the first lines of this file unmodified.
- Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY NTT "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED.

IN NO EVENT SHALL NTT BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.